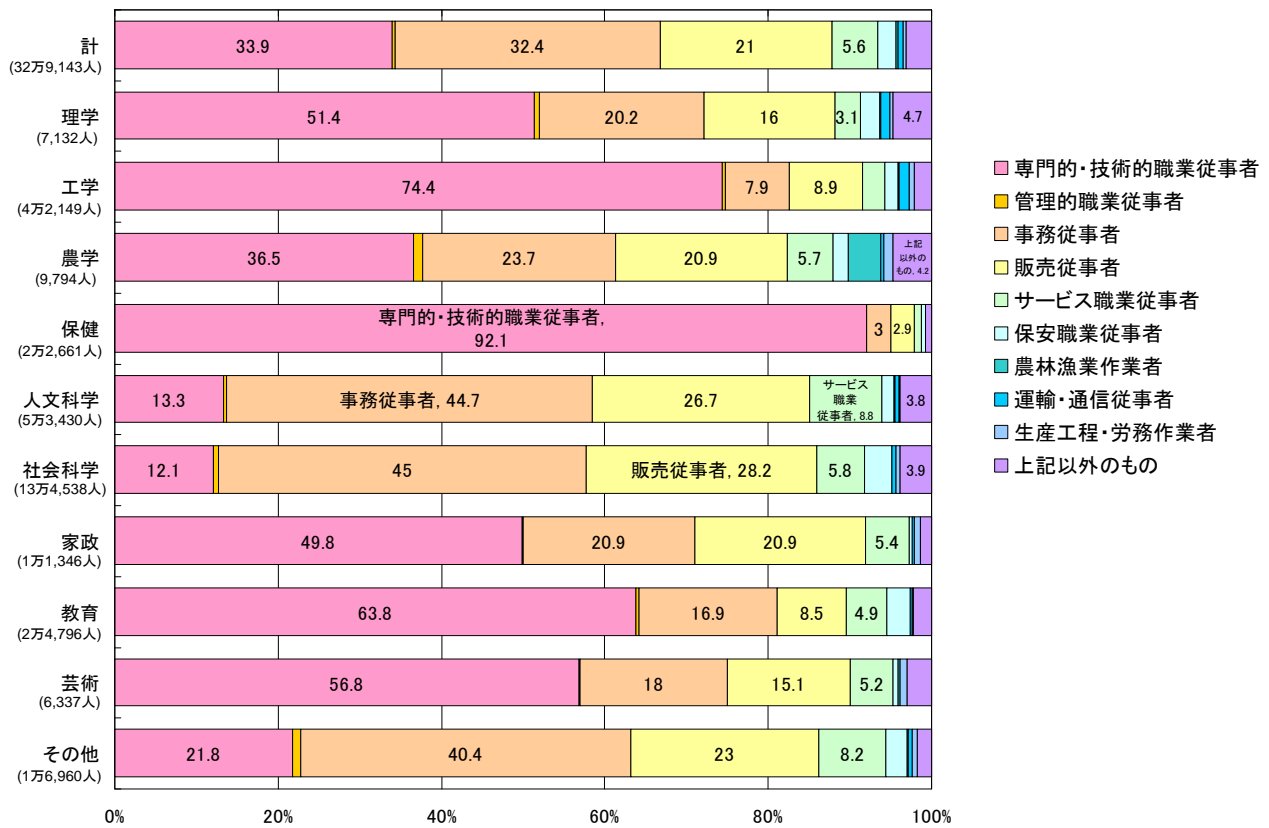
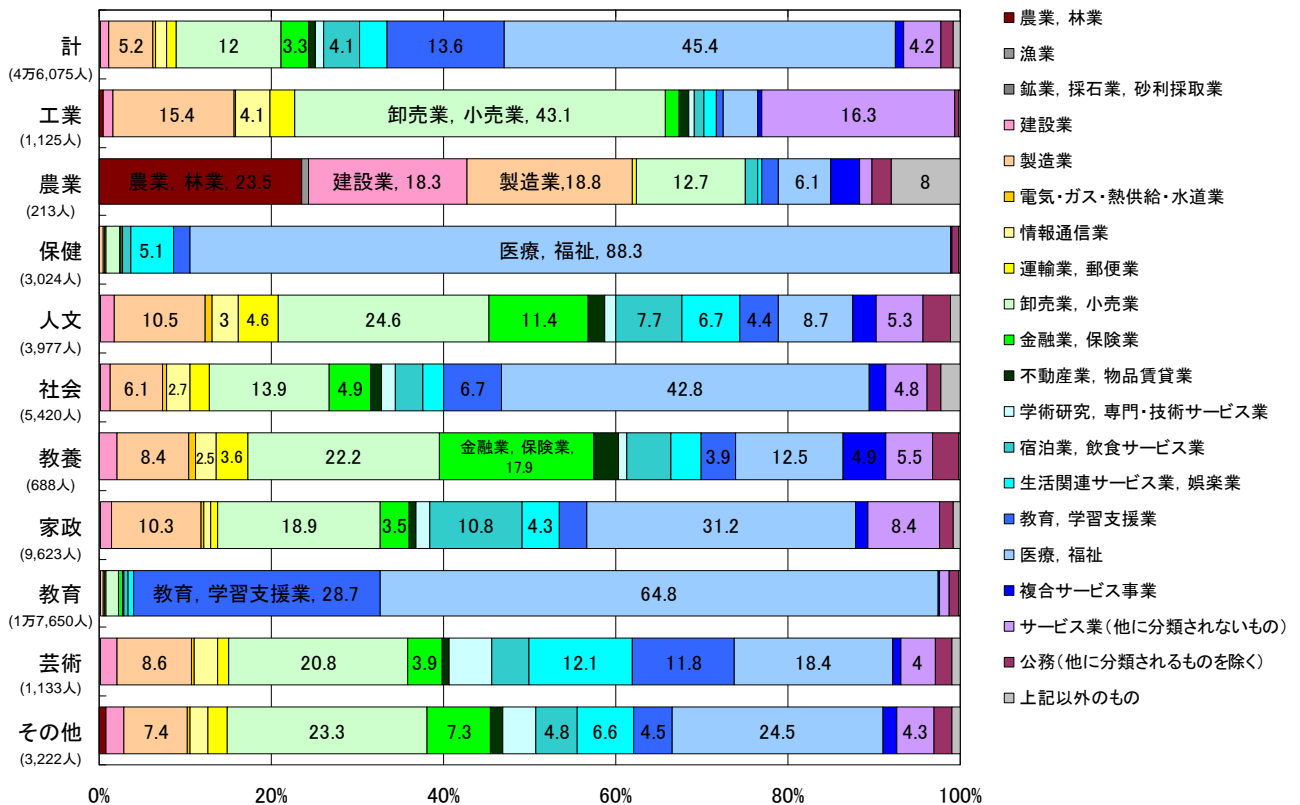


# 大学の関係学科別職業別就職者割合(平成22年3月)



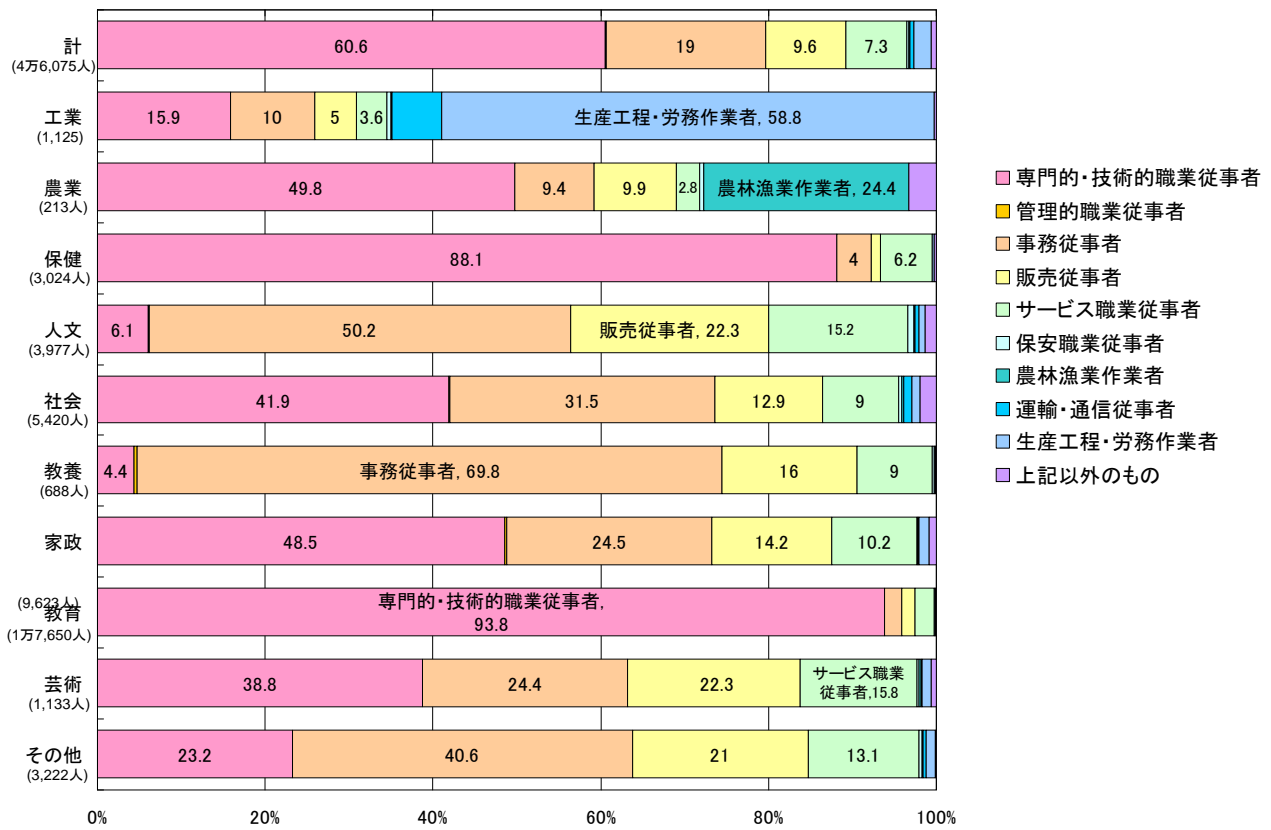
資料: 文部科学省「学校基本調査」

# 短期大学の関係学科別産業別就職者割合(平成22年3月)



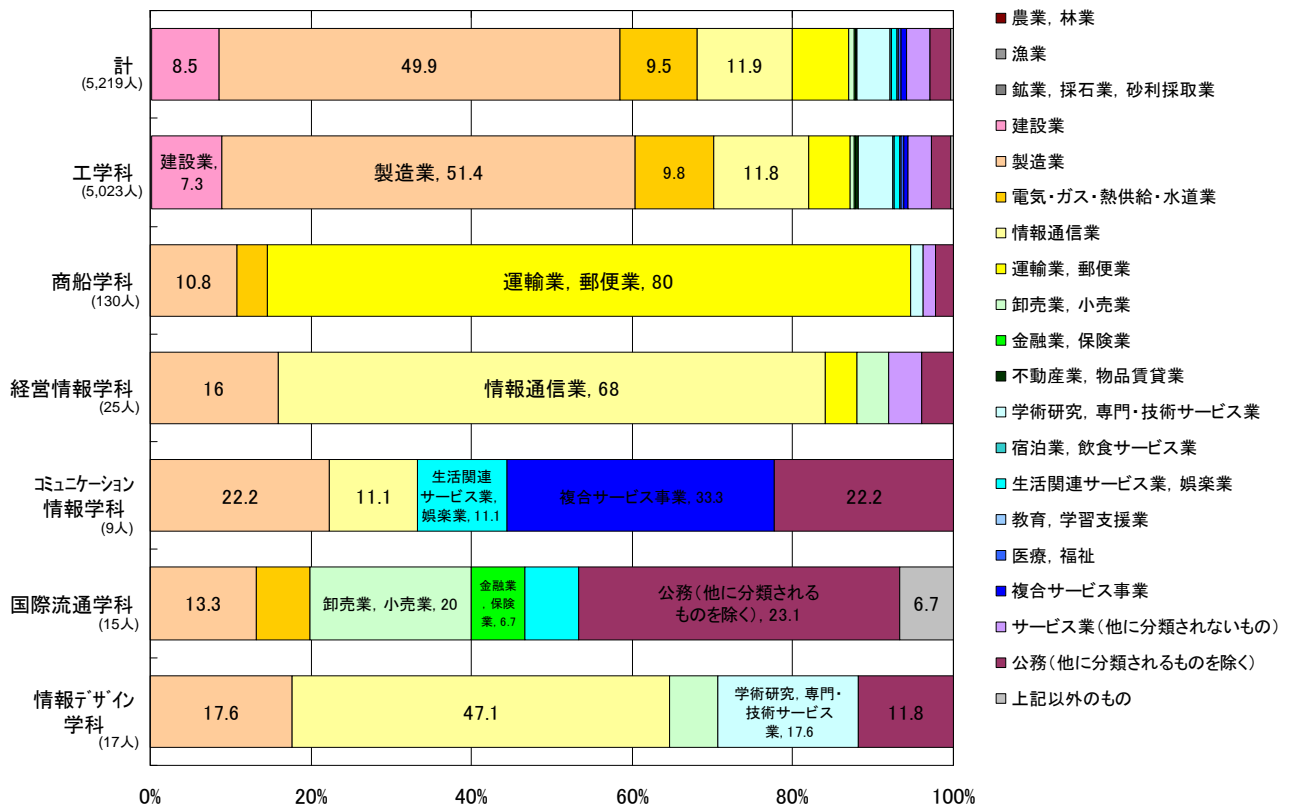
資料: 文部科学省「学校基本調査」

# 短期大学の関係学科別職業別就職者割合(平成22年3月)



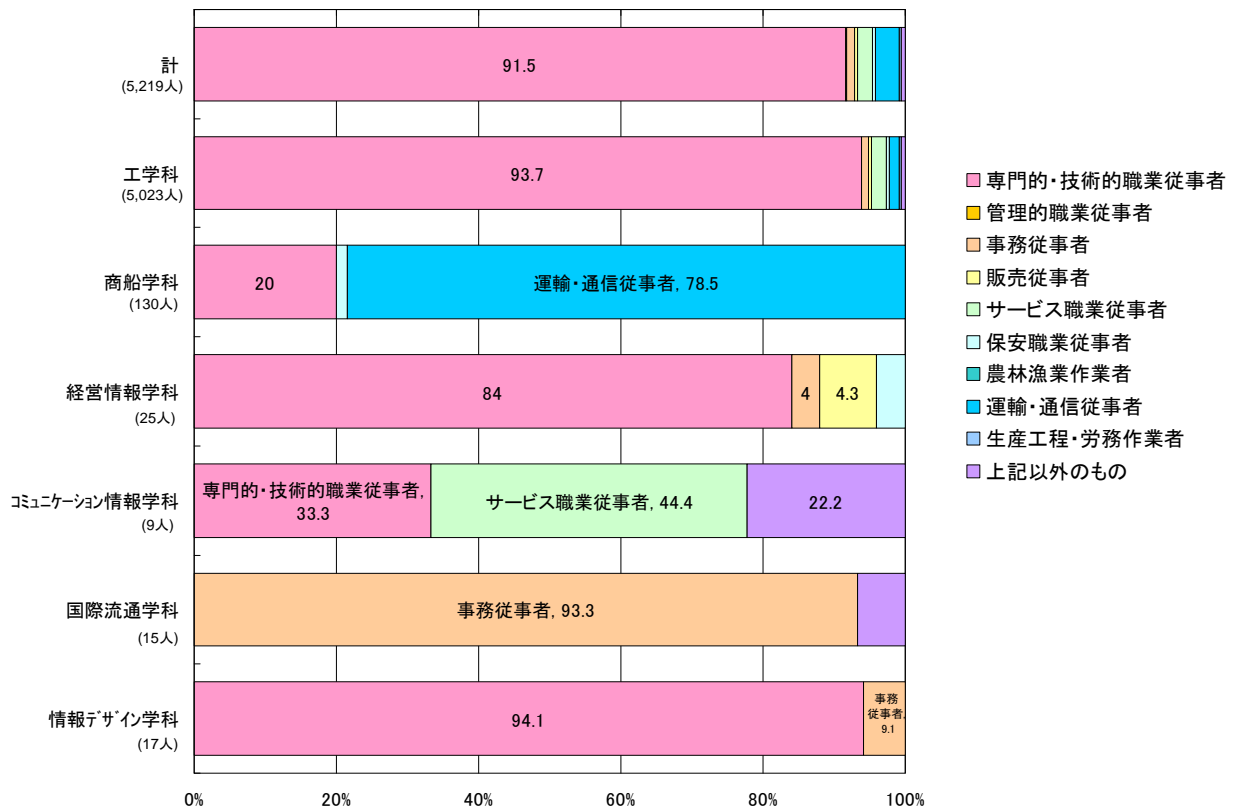
資料: 文部科学省「学校基本調査」

# 高等専門学校の関係学科別産業別就職者割合(平成22年3月)



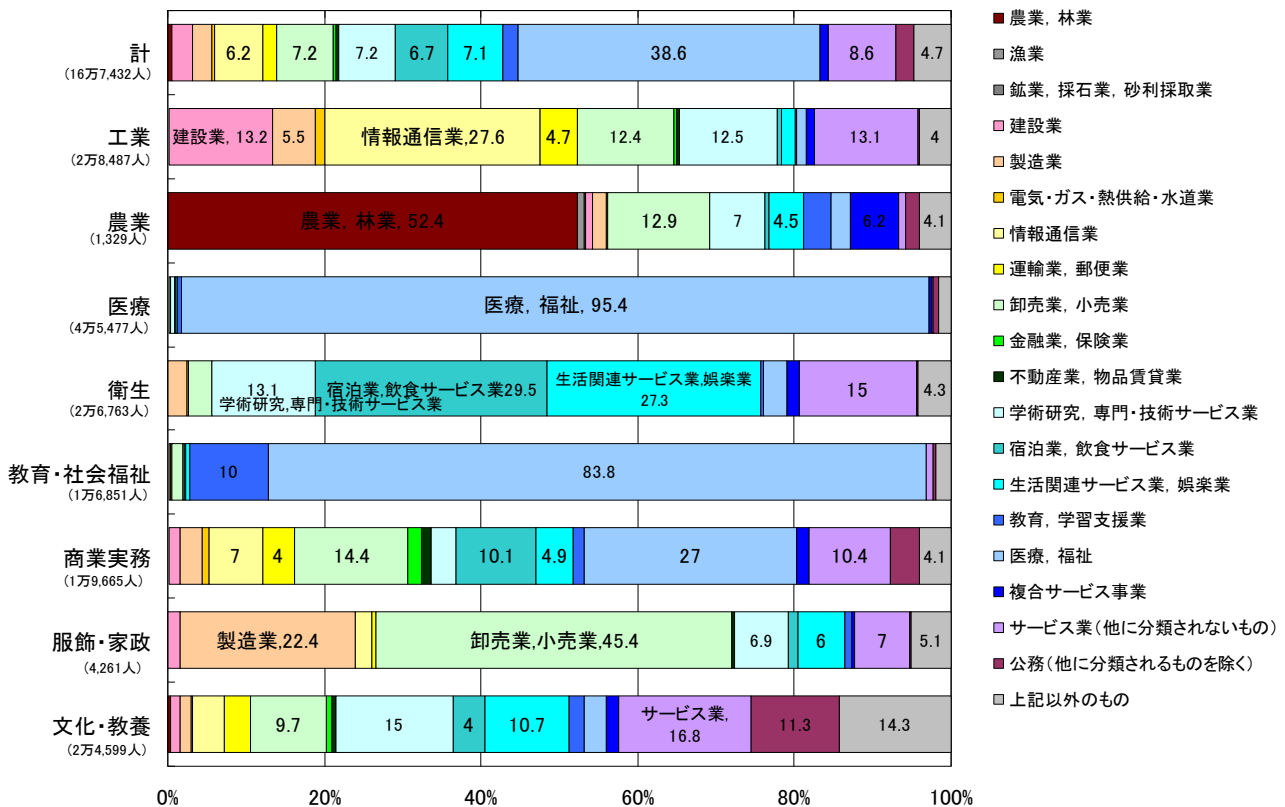
資料: 文部科学省「学校基本調査」

# 高等専門学校の関係学科別職業別就職者割合(平成22年3月)



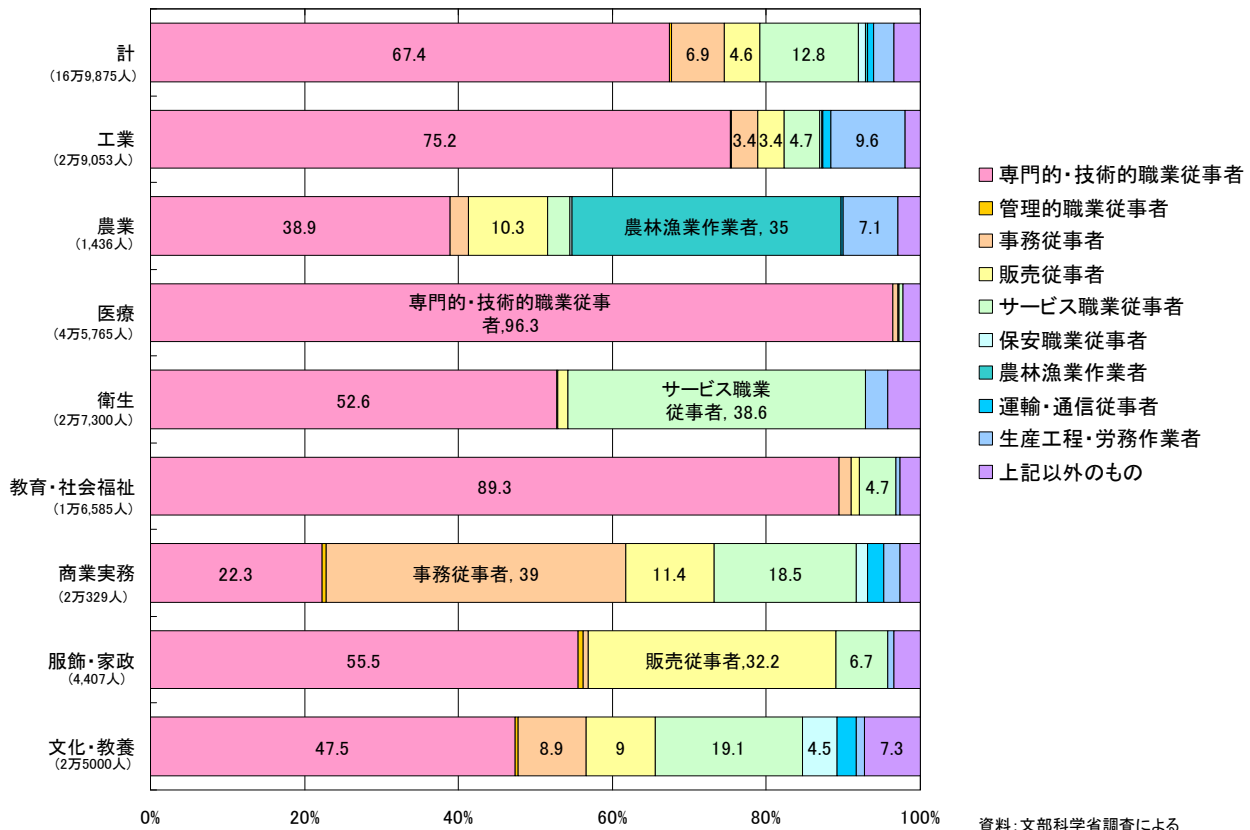
資料: 文部科学省「学校基本調査」

# 専門学校の関係学科別産業別就職者割合(平成20年度)

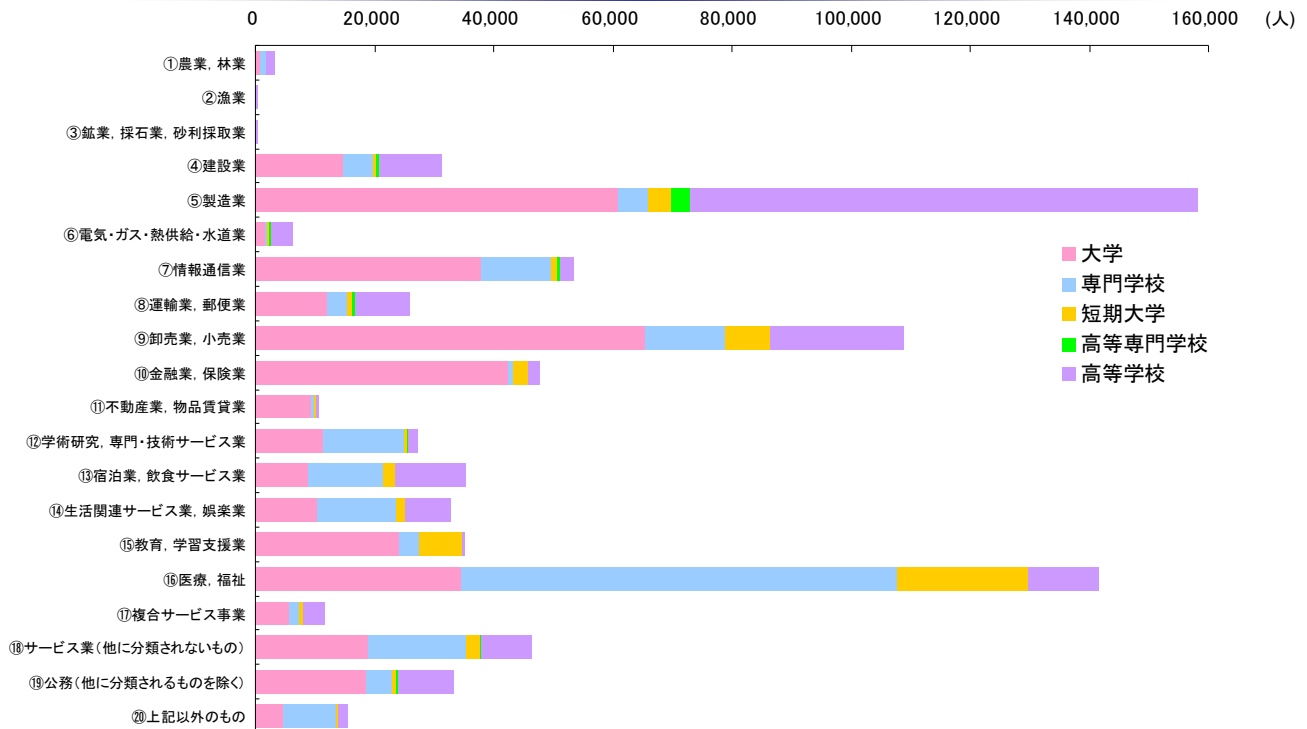


資料: 文部科学省調査による  
(専門課程を設置する専修学校の約75%からの回答)

# 専門学校の関係学科別職業別就職者割合(平成20年度)



# 大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校の卒業生の産業別就職者数



(参考: 各学校種ごとの産業別就職者数)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	
大 学	830	68	84	14,812	61,086	1,507	37,929	12,073	65,377	42,546	9,281	11,321	8,864	10,246	24,074	34,658	5,586	19,009	18,498	4,636
短 期 大 学	116	3	12	554	4,007	124	975	839	7,552	2,559	466	538	1,931	1,543	7,097	22,285	558	2,509	644	275
専 門 学 校	946	0	0	4,917	4,728	567	11,725	3,404	13,616	756	567	13,616	12,670	13,427	3,404	72,995	1,891	16,263	4,539	8,888
高 等 専 門 学 校	2	0	8	397	3,207	391	588	366	38	16	18	179	7	15	8	5	56	162	125	22
高 等 学 校	1,205	317	233	10,502	85,282	3,694	2,147	9,141	22,195	2,040	478	1,563	11,729	7,716	428	11,623	3,479	8,627	9,464	1,700

資料: 文部科学省「学校基本調査(H21)」(専門学校については、文部科学省調査(H20)による)

# 高等教育段階の中途退学者の現状

大学、短期大学、高等専門学校における中途退学の理由は、学業不振や学校生活への不適応が約1割から約2割、経済的理由や就職が約1割から約3割となっている

【中途退学者の状況(学校種別)平成20年度末(3月20日時点)】

理由	国立		公立		私立		高専		計	
	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)
学業不振	654	9.3%	137	9.8%	5,565	14.0%	180	14.9%	6,536	13.2%
学校生活不適応	143	2.0%	77	5.5%	2,072	5.2%	67	5.6%	2,359	4.8%
経済的理由	624	8.9%	143	10.2%	6,944	17.5%	4	0.3%	7,715	15.6%
就職	1,406	20.1%	159	11.4%	4,851	12.2%	117	9.7%	6,533	13.2%
転学	786	11.2%	269	19.2%	5,616	14.1%	479	39.7%	7,150	14.5%
海外留学	60	0.9%	15	1.1%	216	0.5%	0	0.0%	291	0.6%
病気・けが・死亡	351	5.0%	111	7.9%	2,775	7.0%	35	2.9%	3,272	6.6%
その他	2,969	42.4%	507	36.3%	11,558	29.0%	325	26.9%	15,359	31.1%
合計	6,998	99.9%	1,398	101.4%	39,791	99.5%	1,207	100.0%	49,394	99.6%

【中途退学者の状況(学校種別)平成19年度末(3月31日時点)】

理由	国立		公立		私立		高専		計	
	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)
学業不振	979	9.3%	168	9.6%	6,703	13.5%	220	13.5%	8,070	12.7%
学校生活不適応	239	2.3%	105	6.0%	2,761	5.6%	108	6.6%	3,213	5.1%
経済的理由	932	8.9%	169	9.7%	7,780	15.7%	12	0.7%	8,893	14.0%
就職	2,171	20.7%	230	13.2%	6,565	13.3%	168	10.3%	9,134	14.4%
転学	1,190	11.3%	338	19.4%	7,362	14.9%	574	35.3%	9,464	14.9%
海外留学	60	0.6%	17	1.0%	464	0.9%	3	0.2%	544	0.9%
病気・けが・死亡	451	4.3%	97	5.6%	3,293	6.6%	41	2.5%	3,882	6.1%
その他	4,483	42.6%	640	36.7%	14,335	28.9%	509	31.3%	19,987	31.5%
合計	10,512	99.9%	1,743	101.2%	49,541	99.4%	1,625	100.6%	63,421	99.6%

(資料)各大学等の授業料滞納や中退等の状況調査(平成21年3月20日時点及び平成20年3月31日時点)

- (1)調査対象:国・公・私立大学、公・私立短期大学、高等専門学校 1,225校
- (2)有効回答:計1,148校(93.7%)

## 高等専門学校卒業生の資質・能力に対する評価

高等専門学校卒業生について、企業は、専門知識や誠実さ、コンピュータ活用能力などについて高い評価の一方、コミュニケーション能力については期待と比べて低い評価

### ◎「高専卒業生＝専門知識がある」という評価

(企業アンケートから)

期待、評価ともに専門知識がもっとも高く、企業の求めに応じた専門性のある人材を供給できていると言える。

責任感についても、評価、期待ともに高い。コンピュータ活用能力や誠実さ、論理的思考力は、期待以上の評価を得ていると見ることができる。

逆に、コミュニケーション力は期待に比べて評価がかなり低いと言わねばならない。

企業規模別では、中小・中堅企業は、高専卒業生に「専門知識」を期待しているが、大企業では「コミュニケーション力」を最も期待している。

(卒業生アンケートから)

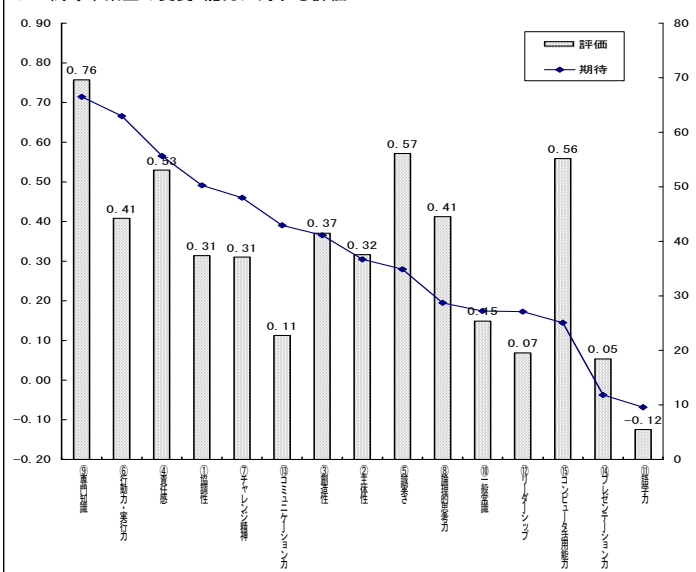
回答者全体では、「理系一般科目」および「専門科目の講義」「専門科目の実験」に関する評価が高い。「大変役立っている」「やや役立っている」を合わせた肯定的な意見は、「理系一般科目」が69.7%、「専門科目の実験」が64.9%、「専門科目の講義」が61.0%となっている。

また、「一般教養・知識」も55.8%、「論理的思考」も54.3%と高く評価されている。

一方、卒業生からの評価が最も低かったのが、「語学力(英語)」であり、肯定的な意見20.7%なのに対して、否定的な意見(「全く役立っていない」と「あまり役立っていない」の合計)が48.5%と、肯定的意見を上回っている。

それ以外にも、「対人交渉力」「プレゼンテーション能力」といったヒューマンスキルの育成に関する項目で評価も低い。

Q13. 高専卒業生の資質・能力に対する評価



【調査名】『高等専門学校のあり方に関する調査』(平成18年3月独立行政法人国立高等専門学校機構)

【調査実施】みずほ情報総研株式会社 戦略コンサルティング部

【調査概要】

1) 企業人事担当者アンケート調査(郵送調査)

概要: 高専採用状況、高専卒業生評価、高専教育プログラムへの要望等について調査を実施。

回答数: 3,232件(回答率22.1%)

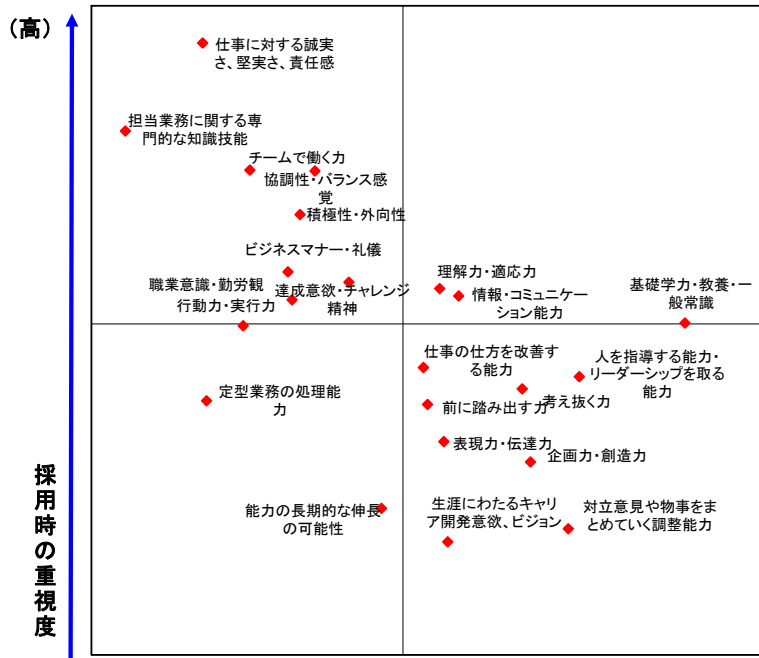
2) 高専卒業生アンケート調査(ネットサーベイ)

概要: 高専卒業生の勤務状況、高専教育プログラムの有効性、今後の要望等について調査を実施。

回答数: 556件

# 専門学校卒業生に対する評価

専門学校卒業生の職業能力については、「情報・コミュニケーション能力」、「理解力・適応力」等で大学卒業生との評価差が大きいほか、「仕事に対する誠実さ、堅実さ、責任感」、「担当業務に関する専門的な知識・技能」、「チームで働く力」等が採用時に重視される傾向



「大卒」と「専門学校卒」の能力評価の差 (大)

資料: 株式会社 インテージ「専門学校教育の評価に関する現状調査報告書」(平成20年3月)

## 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例

◇大学

区分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
理学	2,559,181				
数	81,423	3.2			
物	17,494	0.7			
理	13,429	0.5		気象予報士、環境計量士	
学	13,079	0.5	臨床検査技師	危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者	
化	8,230	0.3	臨床検査技師		健康食品管理士
生	3,819	0.1	測量士、測量士補	技術士補	
物	25,372	1.0			
学	400,704	15.7			
機	73,141	2.9	消防設備士	自動車整備士、造園施工管理技士	
械	126,657	4.9	陸上・海上特殊無線技士、電気主任技術者		
工	60,049	2.3	測量士、測量士補、消防設備士、発破技士		
電	37,079	1.4	水道技術管理者、発破技士	毒物劇物取扱責任者、技術士補	
通	6,770	0.3	臨床工学技士		
信	234	0.0	放射線取扱主任者	エックス線作業主任者	
工	-	0.0			
学	368	0.0			
土	932	0.0			繊維製品品質管理士、衣料管理士
木	602	0.0			
建	2,789	0.1	航空整備士	航空無線通信士	
築	10,284	0.4			基本情報技術者、CGエンジニア検定
学	2,128	0.1			カラーコーディネーター検定、色彩検定
応	79,671	3.1	食品衛生監視員、消防設備士	食品衛生管理者、安全管理者	
用	75,816	3.0			
理	12,471	0.5		技術士補、造園施工管理技士、土木施工管理技士	ビोटープ計画管理士、ビोटープ施工管理士
学	6,319	0.2		食品衛生責任者、飼料製造管理者	
農	2,719	0.1			
業	3,349	0.1			
工	1,912	0.1	測量士、測量士補	造園施工管理技士、土木施工管理技士	樹木医補
学	10,775	0.4	獣医師、家畜人工授精師	毒物劇物取扱責任者、労働衛生コンサルタント	
農	6,368	0.2	潜水士、小型船舶操縦士	食品衛生管理者	
業	31,903	1.2		栄養士、管理栄養士、食品衛生管理者	健康運動実践指導者
学	253,183	9.9			
医	49,146	1.9	医師		
学	15,789	0.6	歯科医師		
畜	61,747	2.4	薬剤師		
産	53,690	2.1	看護師		
学	72,811	2.8	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士	保健師	診療情報管理士、医療情報技師
人	388,566	15.2			
文	145,478	5.7		司書、学芸員	
学	25,847	1.0		司書、学芸員	
史	44,097	1.7		司書、学芸員	臨床心理士
学	173,144	6.8		司書、学芸員	
哲	892,516	34.9			
学	168,427	6.6	司法試験、司法書士、行政書士		
法	492,494	19.2	公認会計士、税理士		
学	152,511	6.0		社会福祉士、精神保健福祉士	健康運動実践指導者
商	79,084	3.1			
学	4	0.0			
商	4	0.0			

区分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
<b>家政</b>	<b>68,219</b>	<b>2.7</b>			
家政学	21,379	0.8		栄養士、管理栄養士	
食物学	33,915	1.3		栄養士、管理栄養士	フードスペシャリスト
被服学	6,716	0.3			衣料管理士、インテリアプランナー
住居学	1,269	0.0	建築士		インテリアプランナー
児童学	4,747	0.2	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
その他	193	0.0	建築士、宅地建物取引主任者	商品装飾展示技能士	パターンメイキング技術検定
<b>教育</b>	<b>166,840</b>	<b>6.5</b>			
教育学	25,988	1.0	教員免許		
小学校課程	10,237	0.4	教員免許		
中学校課程	1,143	0.0	教員免許		
中等教育学校課程	3,014	0.1	教員免許		
養護学校課程	81	0.0	教員免許		
幼稚園課程	160	0.0	教員免許		
体育学	31,087	1.2	教員免許		
障害児教育課程	149	0.0	教員免許		
特別支援教育課程	1,222	0.0	教員免許		
その他	93,759	3.7	教員免許		
<b>芸術</b>	<b>72,820</b>	<b>2.8</b>			
美術	11,159	0.4			
デザイン	16,482	0.6			
音楽	18,526	0.7			音楽療法士(補)
その他	26,653	1.0			照明技術者技能検定試験
<b>その他</b>	<b>159,090</b>	<b>6.2</b>			
教養学	2,614	0.1			
総合科学	578	0.0			
教養課程(文科)	3,432	0.1			
教養課程(理科)	6,561	0.3			
教養課程(その他)	302	0.0			
人文・社会科学	22,594	0.9		保育士、社会福祉士、精神保健福祉士	
国際関係学	14,486	0.6			
人間関係学	10,660	0.4			健康運動指導士、健康運動実践指導者
その他	97,863	3.8	宅地建物取引主任者		

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇短期大学

区分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
<b>工業</b>	<b>149,634</b>	<b>3.0</b>			
機械工学	4,419	3.0		自動車整備士	機械設計技術者
電子通信工学	2,655	1.8		電気主任技術者、電気通信主任技術者	基本情報技術者
土木建築工学	1,093	0.7	建築士		
応用化学	145	0.1		毒物劇物取扱責任者	
その他	101	0.1			
環境工学	425	0.3	測量士、測量士補		CAD利用技術者
<b>農業</b>	<b>1,419</b>	<b>0.9</b>			
農学	1,075	0.7		造園技能士、園芸装飾技能士	樹木医補
農芸化学	266	0.2	食品衛生監視員	食品衛生管理者	缶詰品質管理主任技術者
農業工学	-	0.0			
獣医学畜産学	78	0.1	家畜人工授精師	食品衛生責任者	
<b>保健</b>	<b>12,462</b>	<b>8.3</b>			
看護学	6,418	4.3	看護師、助産師	保健師	
その他	6,044	4.0	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	栄養士	
<b>人文</b>	<b>16,951</b>	<b>11.3</b>			
文学	10,508	7.0	中学校教諭、司書教諭		
史学	238	0.2	中学校教諭、司書教諭		
哲学	238	0.2			宗門教師
その他	5,967	4.0	社会教育主事	図書館司書、学芸員	
<b>社会</b>	<b>17,750</b>	<b>11.9</b>			
法政政治学	122	0.1	行政書士、司法書士、公認会計士		
商経学	8,232	5.5			販売士、日商簿記検定、ファイナンシャルプランナー
社会学	6,101	4.1		社会福祉士、訪問介護員、精神保健福祉士	
その他	3,295	2.2		国内旅行業務取扱管理者	観光ビジネス実務士
<b>教養</b>	<b>2,161</b>	<b>1.4</b>			
教養	2,161	1.4			ビジネス実務士、情報処理士
<b>家政</b>	<b>30,759</b>	<b>20.6</b>			
家政学	20,807	13.9	養護教諭	介護福祉士	インテリアプランナー
食物学	8,752	5.8	栄養教諭	栄養士	
被服学	1,200	0.8	中学校教諭		インテリアコーディネーター、衣料管理士
<b>教育</b>	<b>45,475</b>	<b>30.4</b>			
初等教育	4,967	3.3	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
幼稚園教育	37,445	25.0	幼稚園教諭	保育士	
体育	1,028	0.7	中学校教諭		健康運動実践者、公認スポーツ指導員
その他	2,035	1.4	保育士、幼稚園教諭、小学校教諭		
<b>芸術</b>	<b>6,121</b>	<b>4.1</b>			
美術	2,686	1.8	中学校教諭		カラーコーディネーター
デザイン	788	0.5	中学校教諭		衣料管理士、商業施設士
音楽	1,803	1.2	中学校教諭		音楽療法士
その他	844	0.6	美容師		美容福祉師
<b>その他</b>	<b>12,117</b>	<b>8.1</b>			
秘書	1,512	1.0			秘書士、ビジネス実務士、情報処理士
その他	10,605	7.1	中学校教諭		情報処理士、医療管理秘書士

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇高等専門学校

区分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
	55,828				
社会	622	1.1			全経簿記、日商簿記、 初級システムアドミニストレータ
工業	53,924	96.6	電気工事士、陸上無線技術士、 ボイラー技士	電気主任技術者、危険物取扱者	
商船	1,127	2.0	海上特殊無線技士、海技士、 小型船舶操縦士免許		
芸術	155	0.3			基本情報技術者、初級システムアドミニストレータ、CGエンジニア検定

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇専門学校

区分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
	564,747				
工業関係	75,361	13.3			
測量	457	0.1	測量士、測量士補		
土木・建築	8,241	1.5	建築士	土木施工管理技士、建築設備士	
電気・電子	2,547	0.5	電気工事士	電気主任技術者	
無線・通信	601	0.1	陸上特殊無線技士		
自動車整備	17,776	3.1		自動車整備士	
機械	759	0.1		機械製図CAD作業技能士、危険物取扱者	
電子計算機	3,497	0.6			簿記検定、ワープロ検定
情報処理	25,932	4.6		情報処理技術者	
その他	15,551	2.8	航空整備士、航空運航整備士		
農業関係	4,248	0.8			
農業	2,512	0.4	家畜人工授精師	農業機械士	
園芸	756	0.1		造園技能士、造園施工管理技士	
その他	980	0.2			食肉販売技術管理技士、バイオ技術認定試験
医療関係	194,363	34.4			
看護	90,236	16.0	看護師		
准看護	634	0.1	准看護師		
歯科衛生	13,315	2.4	歯科衛生士		
歯科技工	2,879	0.5	歯科技工士		
臨床検査	3,932	0.7	臨床検査技師		
診療放射線	2,481	0.4	診療放射線技師		
はり・きゅう・あんま	12,515	2.2	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師		
柔道整復	16,157	2.9	柔道整復師		
理学療法	35,473	6.3	理学療法士、作業療法士		
その他	16,741	3.0	言語聴覚士、視能訓練士、助産師	保健師	
衛生関係	68,972	12.2			
栄養	5,498	1.0	栄養教諭	栄養士、管理栄養士	
調理	13,538	2.4		調理師	食品技術管理専門士、介護食士
美容	1,310	0.2	理容師		
美容	34,934	6.2	美容師		認定エステティシャン
製菓・製パン	8,331	1.5		製菓衛生師、菓子製造技能士	
その他	5,361	0.9		登録販売者	認定エステティシャン、ネイルスペシャリスト
教育・社会福祉関係	38,133	6.8			
保育士養成	9,356	1.7		保育士	
教員養成	4,451	0.8	幼稚園教諭		
介護福祉	16,033	2.8		介護福祉士	
社会福祉	4,658	0.8		社会福祉士、精神保健福祉士、訪問介護員	
その他	3,635	0.6			TOEIC、TOEFL
商業実務関係	58,192	10.3			
商業・簿記	3,072	0.5			計算実務能力検定
経理・簿記	12,428	2.2	公認会計士、税理士		簿記能力検定
秘書	1,687	0.3			秘書技能検定
経営	2,391	0.4	通関士	中小企業診断士	経営学検定、日商販売士検定
旅行	11,144	2.0		旅行業務取扱管理者、レストランサービス技能検定	
情報	6,371	1.1			
ビジネス	11,514	2.0			MCPEイコノミ認定技術者、初級システムアドミニストレータ ビジネス能力検定、医療事務検定、医療秘書技能検定
その他	9,585	1.7			速記技能検定



区分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
<b>服飾・家政関係</b>	18,672	3.3			
家 政	876	0.2		訪問介護員	和裁・洋裁技術検定
家 庭	12	0.0			
和 洋	13,670	2.4		和裁技能士	和裁技術検定、洋裁技術検定
料 理	1,590	0.3		調理師	家庭料理技能検定
編 物・手芸	328	0.1			編物技能検定
ファッションビジネス	2,011	0.4			ファッションビジネス能力検定、ファッション販売能力検定
そ の 他	185	0.0		フラワー装飾技能士	フラワーデザイナー検定、CAD利用技術者
<b>文化・教養関係</b>	106,806	18.9			
音 楽	13,665	2.4		舞台機構調整技能士	音響技術者能力検定
美 術	2,137	0.4			インテリアコーディネーター、インテリアプランナー
デ ザ イ ン	22,398	4.0			インテリアデザイナー、ショップデザイナー、色彩士検定
茶 華 道	75	0.0			表千家・裏千家許状、いけばな囃楽師資格
外 国 語	5,234	0.9			TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定
演 劇・映 画	6,548	1.2			映像音響処理技術者
写 真	1,023	0.2		写真技能士	
通 訳・ガイ ド	2,645	0.5	通訳案内士		通訳技能検定
動 物	10,668	1.9			動物看護士、愛玩動物飼養管理士、トリマー
法 律 行 政	13,639	2.4	司法試験、国家公務員、地方公務員		
ス ポ ー ツ	7,755	1.4			健康運動実践指導者、アスレチックトレーナー
そ の 他	21,019	3.7		園芸装飾技能士	

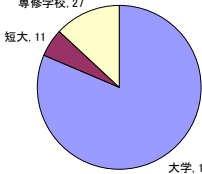
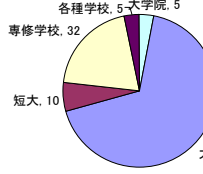
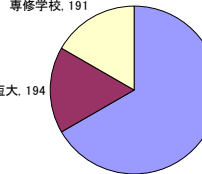
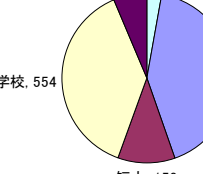
※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

## 主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等

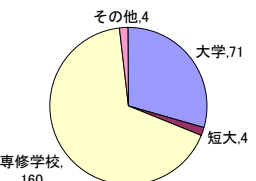
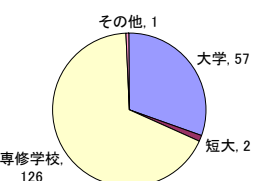
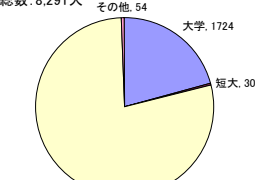
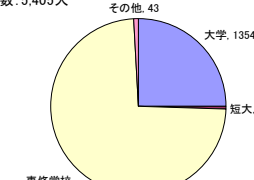
### 1) 看護系①

	看護師	准看護師
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者</li> <li>○厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者</li> <li>○免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、上記の学校又は養成所において2年以上修業した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者</li> <li>○都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者</li> <li>○看護師国家試験の受験資格を有する者</li> </ul>
<b>養成施設の種類</b>	(3年課程)*高校・専攻科一貫教育校(5年課程)含む 大学 短大 専修学校 高校・専攻科一貫教育校 各種学校 その他の養成施設	(2年課程) 短大 専修学校 高校専攻科 各種学校 その他の養成施設
<b>養成施設数</b>	3年課程の養成施設合計：776施設 	2年課程の養成施設合計：249施設 
<b>養成施設ごとの就業者数等</b>	平成20年度に3年課程を卒業・就業した看護師総数：30,086人 	平成20年度に2年課程を卒業・就業した看護師総数：11,319人 
		2年課程の養成施設合計：274施設 
		平成20年度に卒業・就業した准看護師総数：6,522人 

1)看護系②

	保健師	助産師
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者 ※保健師免許を受けるには、保健師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。	○文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者 ※助産師免許を受けるには、助産師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。
<b>養成施設の種類</b>	大学 短大 専修学校	大学院 大学 短大 専修学校 各種学校
<b>養成施設数</b>	合計: 205施設 	合計: 159施設 
<b>養成施設ごとの就業者数等</b>	平成20年度に卒業・就業した保健師総数: 1,155人 	平成20年度に卒業・就業した助産師総数: 1,454人 大学院: 42, 各種学校: 92 

2)リハビリ医療系

	理学療法士	作業療法士
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○作業療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したものの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○理学療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したものの
<b>養成施設の種類</b>	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設
<b>養成施設数</b>	合計: 239施設 	合計: 186施設 
<b>養成施設ごとの資格取得者数</b>	平成20年の合格者総数: 8,291人 	平成20年の合格者総数: 5,405人 

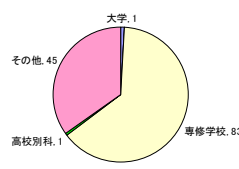
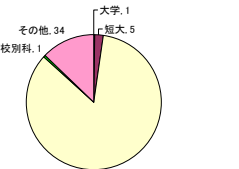
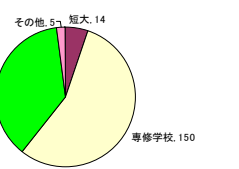
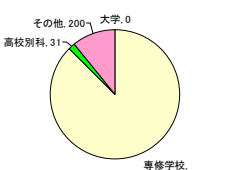
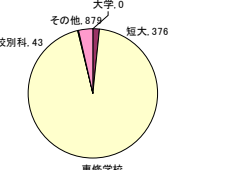
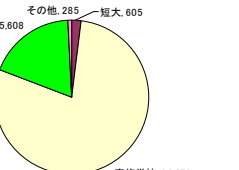
3) 福祉系

	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
<b>資格の取得要件</b>	<p>○大学の入学資格を有する者であつて、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修得して卒業した者その他その者に準ずる者であつて、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>○三年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者</p> <p>○高等学校等において厚生労働省令に定める所定の科目及び単位数を修得して卒業し、介護福祉士試験に合格した者</p> <p>※平成24年4月からは、全ての者について介護福祉士試験の合格が必要となる。</p>	<p>(社会福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【<b>指定科目の履修</b>】○大学(短期大学を除く。以下同じ。)(において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(指定科目)を修得して卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修得して卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修得して卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者</p> <p>【<b>短期養成施設</b>】○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修得して卒業した者等であつて、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修得して卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司並びに社会福祉士等であつた期間が四年以上ある者</p> <p>【<b>一般養成施設</b>】○大学を卒業した者等であつて、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者</p>	<p>(精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【<b>指定科目の履修</b>】○大学(短期大学を除く。以下同じ。)(において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(指定科目)を修得して卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修得して卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修得して卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者</p> <p>【<b>短期養成施設</b>】○大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修得して卒業した者等であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修得して卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者</p> <p>【<b>一般養成施設</b>】○大学を卒業した者等であつて、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者</p>
<b>養成施設の種別</b>	大学 短大 専修学校 高校専攻科 高校本科 課程修了により資格取得(試験なし)	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設
<b>養成施設数</b>	合計: 434施設 (高校本科除く) 大学: 63 短大: 97 専修学校: 271 高校専攻科: 3	指定科目を置く大学等: 348校 専修学校: 106 短大: 33 大学: 209 (※文部科学省調査による)	指定科目を置く大学等: 147校 専修学校: 42 短大: 4 大学: 101
<b>養成施設ごとの資格取得者数等</b>	平成20年度の入学者総数: 11,638人 (高校本科除く) 専修学校: 7117 短大: 2852 大学: 1448	平成20年度の合格者総数: 13,436人 (※行政職72人を含む) 専修学校: 3055 短大: 206 大学: 8672	平成20年度の合格者総数: 4,434人 専修学校: 21 短大: 2 大学: 1976

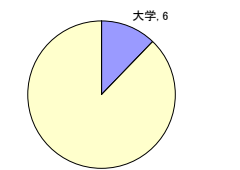
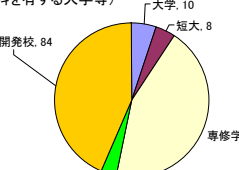
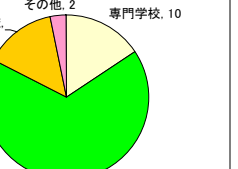
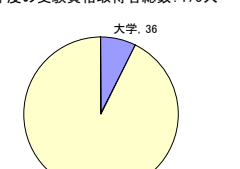
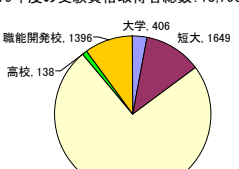

4) 教育系、家政系

	保育士	幼稚園教諭 二種	管理栄養士	栄養士
<b>資格の取得要件</b>	<p>○厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者</p> <p>○保育士試験に合格した者 (保育士試験の受験資格は、原則として次のいずれかに該当すること。①短大卒業又は同等以上、②高校卒業後に児童福祉施設での実務経験2年以上、③中学卒業後に児童福祉施設での実務経験5年以上)(なお、幼稚園教諭免許保持者については筆記試験2科目と実技試験が免除)</p>	<p>○短期大学士の学位を有し、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○指定教員養成機関を卒業し、又は短期大学士と同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた場合であつて、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○3年以上の実務経験等の条件を満たした保育士で、幼稚園教諭資格認定試験に合格した者</p>	<p>(管理栄養士国家試験受験資格の取得要件) 栄養士であつて以下のいずれかに該当するもの</p> <p>○修業年限が四年である養成施設であつて、学校(専修学校及び各種学校を含む)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業した者</p> <p>○修業年限が二年、三年又は四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年、二年又は一年以上(在学+実務が五年以上)栄養士の指導に従事した者</p>	<p>○厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者</p>
<b>養成施設の種別</b>	大学 短大 専修学校 その他養成施設	大学 短大 専修学校	大学 専修学校	大学 短大 専修学校
<b>養成施設数</b>	合計: 544施設 専修学校等: 107 短大: 266 大学: 171	合計: 445施設 専修学校: 37 短大: 228 大学(1種): 180	合計: 118施設 専修学校: 6 大学: 112	合計: 177施設 専修学校: 33 短大: 125 大学: 19
<b>養成施設ごとの資格取得者数等</b>	平成19年度の資格取得者総数: 41,613人 専修学校等: 5419 短大: 30238 大学: 5956 (参考)平成19年度の保育士試験合格者数: 7,750人	平成19年3月卒の資格取得者総数: 35,547人 専修学校: 3808 短大: 31233 大学: 508	平成20年度の資格取得者総数: 6,968人 専修学校: 540 短大: 728 大学: 5700	平成20年度の入学定員: 13,960人 専修学校: 3310 短大: 9485 大学: 1165

5) 理美容・調理

	理容師	美容師	調理師
資格の取得要件	(理容師国家試験受験資格の取得要件) ○高校を卒業した者等であつて、理容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの	(美容師国家試験受験資格の取得要件) ○高校を卒業した者等であつて、美容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの	○厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの ○中学校を卒業した者等であつて、多数人に対して飲食物を調理して供する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの
養成施設の種類	大学 専修学校 高校別科 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 高校別科 その他の養成施設	短大 専修学校 高校 その他の養成施設
養成施設数	合計: 130施設 	合計: 264施設 	合計: 271施設 
養成施設ごとの資格取得者数等	平成20年の資格取得者総数: 1,859人 	平成20年の資格取得者総数: 23,682人 	平成20年の入学定員: 30,957人 

6) 工業系

	自動車整備士(1級)	自動車整備士(2級)	自動車整備士(3級)
技能検定の受験資格の取得要件	○2級の技能検定に合格した者であつて、1種養成施設の1級の課程を修了したもの 等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○1種養成施設の2級の課程を修了した者 ○自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の2級の課程を修めて卒業した者 等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○1種養成施設の3級の課程を修了した者 等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)
養成施設の種類	大学 専修学校	大学 専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設	専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設
養成施設数	合計: 49施設(1種養成施設) 	合計: 193施設(1種養成施設及び国土交通大臣が定める学科を有する大学等) 	合計: 63施設(1種養成施設) 
養成施設ごとの受験資格取得者数	平成19年度の受験資格取得者総数: 475人 	平成19年度の受験資格取得者総数: 13,798人 	平成19年度の受験資格取得者総数: 3,225人 

## 大学(学部)における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況(平成20年度)

大学(学部)の約88%で、職業意識・能力の形成を目的とした教育(企業関係者等による講演の実施や職業観の育成等を目的とした授業科目の開設など)を実施

○実施状況 (学部数)

国立	公立	私立	計
313 (88.2%)	130 (81.3%)	1354 (89.3%)	1797 (88.4%)

○具体的な取組内容 (学部数)

	国立	公立	私立	計
インターンシップを取り入れた授業科目の開設	216 (60.8%)	65 (40.6%)	883 (58.2%)	1164 (57.3%)
今後の将来の設計を目的とした授業科目や特別講義等の開設	233 (65.6%)	75 (46.9%)	977 (64.4%)	1285 (63.2%)
資格取得・就職対策等を目的とした授業科目や特別講義等の開設	108 (30.4%)	63 (39.4%)	810 (53.4%)	981 (48.3%)
勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目や特別講義等の開設	222 (62.5%)	80 (50.0%)	1019 (67.2%)	1321 (65.0%)
コミュニケーション能力、課題発見・解決能力、論理的思考力等の能力の育成を目的とした授業科目の開設	137 (38.6%)	57 (35.6%)	718 (47.3%)	912 (44.9%)
社会や経済の仕組み、労働者としての権利・義務等の知識の獲得・修得を目的とした授業科目の開設	89 (25.1%)	19 (11.9%)	473 (31.2%)	581 (28.6%)
企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施	74 (20.8%)	49 (30.6%)	506 (33.4%)	629 (31.0%)

資料: 文部科学省調べ

## 短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況(平成20年度)

短期大学の約94%でキャリア教育(企業関係者等による講演の実施やインターンシップを取り入れた授業科目の開設など)を実施

○実施状況 (学校数)

公立	私立	計
23 (95.8%)	337 (93.4%)	360 (93.5%)

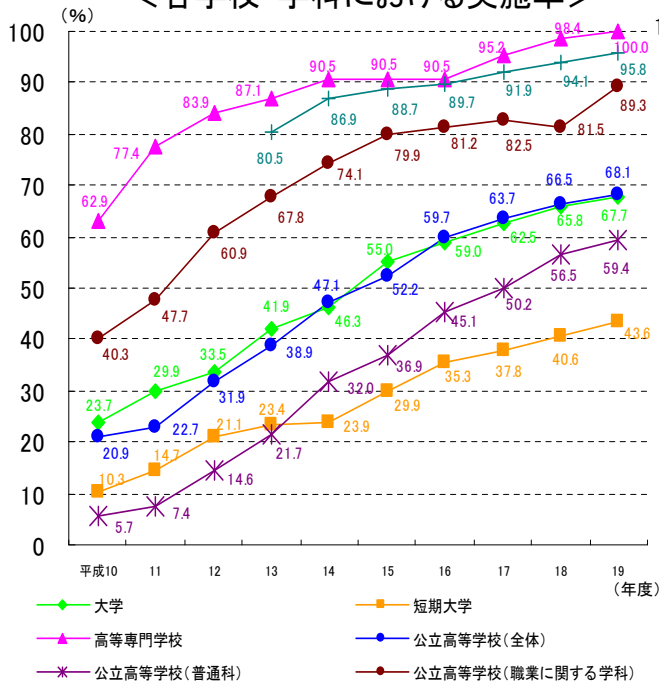
○具体的な取組内容 (学校数)

	公立	私立	計
企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施	16 (66.7%)	255 (70.6%)	271 (75.1%)
資格取得・就職対策等を目的とした対策講座(単位認定を行っていないもの)の開設	12 (50.0%)	236 (65.4%)	248 (68.7%)
資格取得・就職対策等を目的とした正課の授業科目の開設	9 (37.5%)	199 (55.1%)	208 (57.6%)
今後の将来設計、大学生活の在り方、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設	11 (45.8%)	194 (53.7%)	205 (56.8%)
インターンシップを取り入れた授業科目の開設	5 (20.8%)	161 (44.6%)	166 (46.0%)
その他	1 (4.2%)	27 (7.5%)	28 (7.8%)

資料: 文部科学省調べ

# 職場体験・インターンシップの実施状況

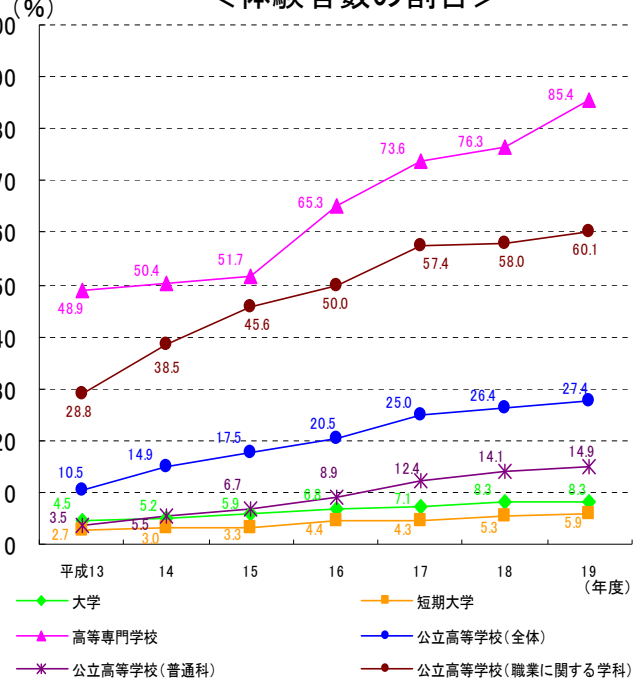
## <各学校・学科における実施率>



※公立高等学校については全て全日制における実施率

資料：中学校、高等学校は、文部科学省（～H16）、国立教育政策研究所生徒指導研究センター（H17～）公表資料  
大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学省公表資料

## <体験者数の割合>



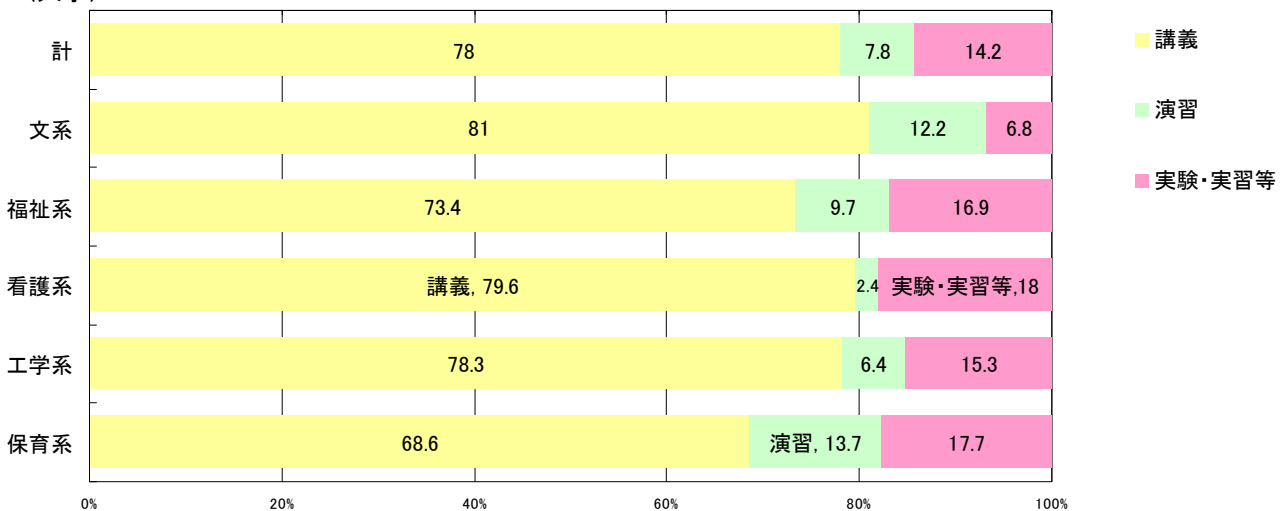
※公立高等学校については全て全日制における体験者数の割合  
※高等学校については、3年間を通して1回でも体験した3年生の数を体験者数とし、3年生全体に占める割合。  
※大学については、その年度の卒業生数を母数として内閣府において推計（短期大学、高等専門学校についても同様に推計）。  
※中学校のデータは存在せず。

資料：高等学校は、文部科学省（～H16）、国立教育政策研究所生徒指導研究センター（H17～）公表資料を基に作成  
大学、短期大学、高等専門学校は、内閣府「青少年白書」を基に作成

## 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合① (大学)

大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は看護系、保育系、福祉系、工学系の分野で高く、約20%弱。また、各分野とも講義が高い割合を占める

(大学)



○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

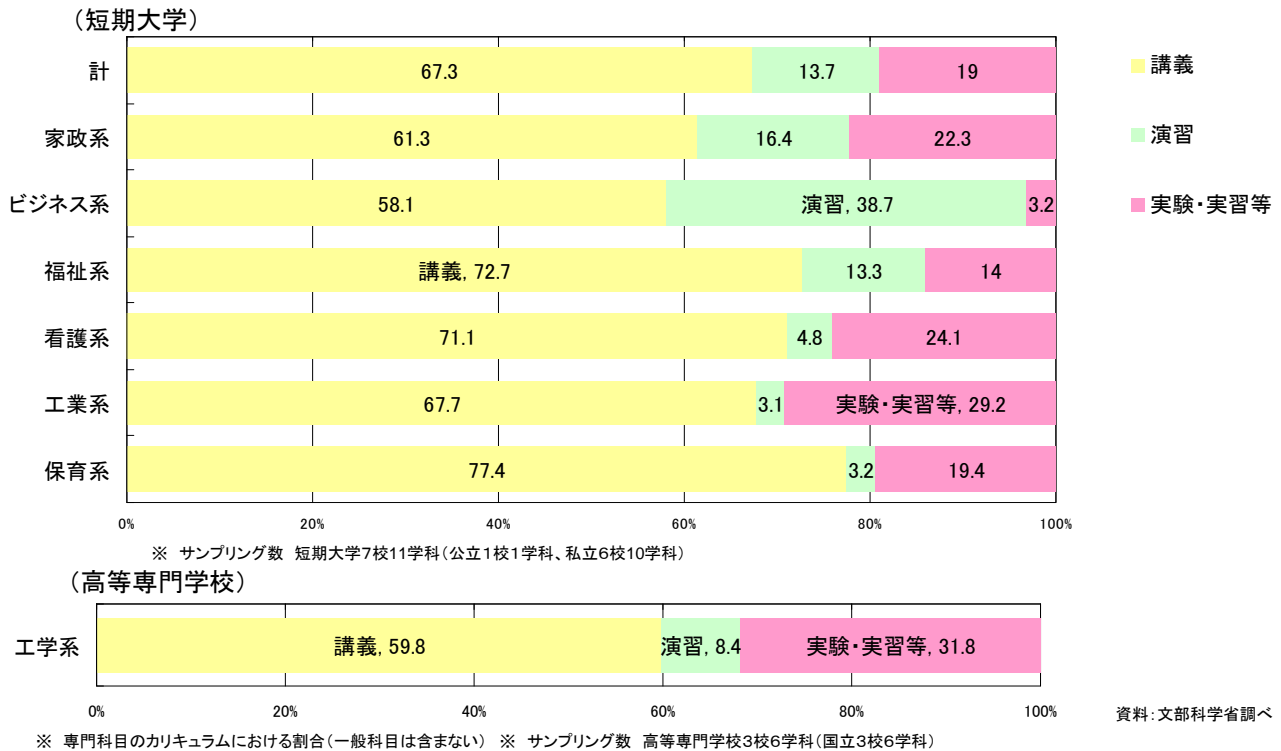
※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。  
このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

資料：文部科学省調べ

※ サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

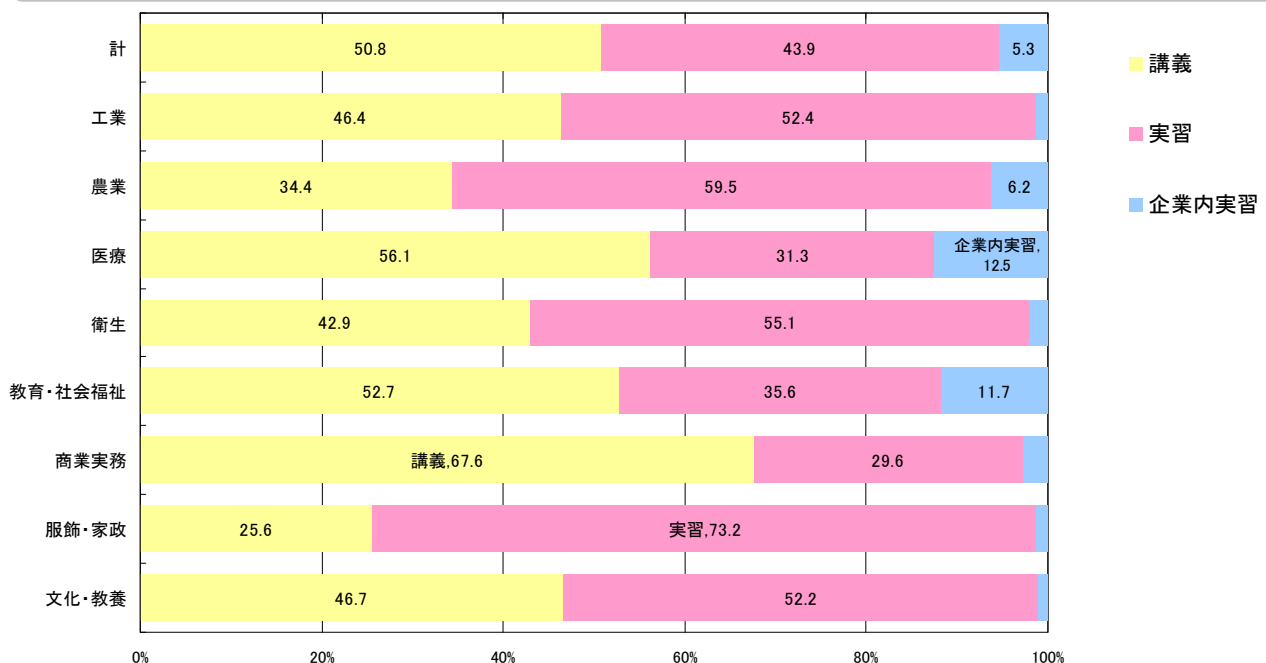
## 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合② (短期大学・高等専門学校)

短期大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は、工業系で最も高く約29%。またビジネス系は、演習が約39%と高い傾向。高等専門学校の実験・実習等の割合は、約32%



## 専門学校の各分野別の講義、実習、企業内実習の割合

専門学校のカリキュラムに占める実習の割合は、いずれの分野においても高く、約30%を超える傾向



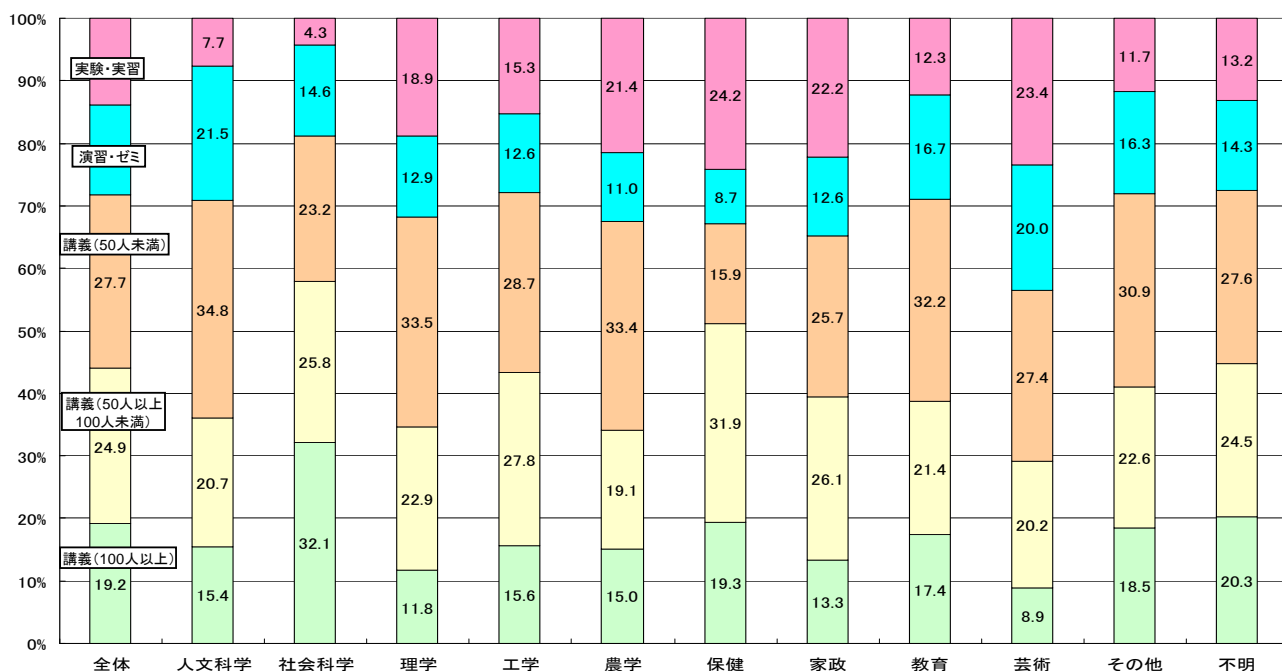
○専門課程を設置する専修学校に対し質問紙による調査を実施(約86%の専門学校から回答)  
○総開設授業時数に占める各科目の授業時数の割合を算出

※「実習」には演習、実験、実技含む。

※「企業内実習」は企業や病院等において行われる実習であり、インターンシップを含む。

資料: 文部科学省調べ

# 大学生が受けた授業の形態別割合(4年以上)



【調査概要】  
 調査期間: 平成19年1月～7月  
 調査対象: 127大学288学部 回答数 48, 233人(うち4年以上は24.1%)

資料: 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター  
 「全国大学生調査」(2007年)のデータをもとに文部科学省において作成

## 産学人材育成パートナーシップ



▶ 「産学人材育成パートナーシップ」は、人材育成に関し大学と産業界の連携・協力を強化するため、産学が連携して双方の対話と取組の場を創設するもの。産学の横断的課題や業種・分野的課題等について幅広く議論を行うことで、人材育成に係る**産学双方の共通認識を醸成**し、その後の**産学双方の具体的な行動**に繋げていく。

「社会総がかりで教育再生を -第三次報告-」(平成19年12月15日教育再生会議)

○人材育成に関する大学と産業界の連携・協力等のための会議(「産学人材育成パートナーシップ」)の活用や学術関係団体との連携等により、大学は、社会の要請にあった質の高い卒業生を送り出す。

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定) (抄)

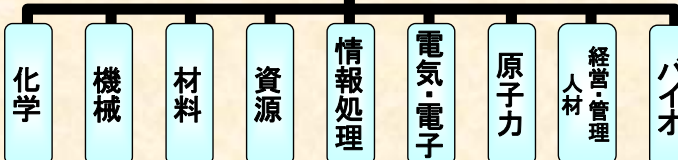
○産学双方の対話(「産学人材育成パートナーシップ」)等を推進する。

### <全体会議>

- ◆日本経団連、経済同友会、日本商工会議所
- ◆国立大学協会、公立大学協会、私立大学協会、私立大学連盟
- ◆各分科会議長

※ 日本学術会議と官(文部科学省と経済産業省)はオブザーバー

### <分科会>



【産学人材育成パートナーシップでの提言の例: 材料分科会】

- (1) 産業の最先端で貢献する基礎の位置付けが理解できるような教育プログラムの共同開発などによる「基礎教育の強化」
- (2) 学生のみならず、教員も参画したインターンシップの実施
- (3) 施設・教員等のリソースを有効活用した拠点づくり
- (4) 人材育成の観点を取り入れた産学共同による研究開発プロジェクトの実施
- (5) 材料系分野の魅力普及・啓蒙に掛かるPR活動
- (6) 産業界のニーズも踏まえた「大学評価システムの充実」



# 履修証明制度の概要

## ■ 履修証明制度(平成19年～)

当該大学の学生以外の者で大学入学資格を有する者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、学校教育法に基づいて修了の事実を証明する「履修証明書」を交付すること。

この「特別の課程」の要件については、①当該大学の開設する講義・授業科目により体系的に編成されていること、②総時間数は120時間以上であること、等が学校教育法施行規則において規定されている。

この履修証明制度は、教育機関等における学習成果を職業キャリア形成に活かす観点から、現在政府全体で推進している「ジョブ・カード制度」においても、「職業能力証明書(ジョブ・カード・コア)」として位置付けられている。

## ○放送大学における履修証明制度

社会人等の多様な学習ニーズに応じ、関心のある分野の学習を体系的に学ぶための授業科目群を修了した者に対し、履修証明(認証状)を交付する科目群履修認証制度「放送大学エキスパート」を平成18年度から実施。

平成19年より学校教育法上の履修証明制度としても活用。

### 【「放送大学エキスパート」の概要】

- ・授業科目群：23プラン(平成21年度)
- ・対象者：高校卒業資格を有する者(科目履修生等として入学)
- ・修得単位数：20単位以上(各プランの科目のうち10科目以上)
- ・費用：入学料；学生の区分により6,000円～22,000円  
授業料；1科目(2単位)当たり11,000円
- ・修得：入学時期は年2回。必要な単位を修得し認証状を申請。



### 【授業科目群(23プラン)の認証状取得状況】

健康福祉運動指導者	870	( 78 )
福祉コーディネータ	398	( 76 )
社会生活企画	270	( 21 )
食と健康アドバイザー	38	( 16 )
心理学基礎	631	( 101 )
社会探究	107	( 7 )
市民活動支援	171	( 16 )
実践経営学	130	( 14 )
ものづくりMOT	16	( 8 )
次世代育成支援	348	( 40 )
コミュニケーション学習支援	4	( 2 )
異文化コミュニケーション支援	98	( 24 )
アジア研究	42	( 5 )
日本の文化・社会探究	42	( 13 )
宇宙・地球科学	49	( 15 )
生命科学	229	( 23 )
環境科学	110	( 16 )
社会数学	40	( 7 )
エネルギー環境政策論	58	( 5 )
芸術系博物館	181	( 21 )
歴史系博物館	314	( 23 )
自然系博物館	17	( 2 )
工学基礎	0	( 11 )
合計	4,163	( 544 )

※平成20年度末時点。( )内は平成21年度間の8月1日までの件数。

### 【認証状取得者の属性】

年齢別	取得者数
～19歳	1
20歳代	285
30歳代	743
40歳代	1144
50歳代	1238
60歳代	1010
70歳代	275
80歳～	11
合計	4707

職業	取得者数
教員	143
公務員	452
会社(商店)員銀行員等	711
個人営業・自由業	268
農業等	30
他大学の学生等	21
アルバイト・パート	466
看護師等	603
無職(主婦を含む)	1585
その他	428
合計	4707

※平成21年度8月1日時点。

出典：放送大学学園調べ

# 高等専門学校教育の充実について

—ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して—  
中央教育審議会答申の概要

## 1. 高等専門学校教育の現状と社会経済環境の変化

- 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫の本科とそれに続く2年間の専攻科での実践的専門教育により、実践的・創造的な技術者を養成
- 卒業生の高い就職率・求人倍率に見られるように、社会から高く評価
- 社会経済環境の変化：高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まり、行財政改革の進展

## 2. 高等専門学校教育の充実の方向性

### 【基本的考え方】

- それぞれの高等専門学校が自主的・自律的改革に不断に取り組み、社会経済環境の変化に積極的に対応
- 中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成へ
- 多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に
- 産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者等の輩出へ

### 【具体的方策】

#### ①教育内容・方法等の充実

- ・地域の産業界等との幅広い連携の促進、「共同教育」の充実
- ・一般教育の充実
- ・技術科学大学との連携の強化
- ・自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法の活用
- ・退職技術者を含む企業人材等の活用

#### ②入学者の確保及び多様な学生への支援

#### ③大学への編入学増加への対応

#### ④教育基盤の強化

- ・教員等の確保、FDの実施等、施設・設備の更新・高度化、事務部門強化、財政支援の充実

#### ⑤教育研究組織の充実

- ・科学技術の高度化等に対応した学科の在り方の見直し
- ・工業・商船以外の新分野への展開
- ・地域のニーズを踏まえた専攻科の整備・充実等
- ・地域と連携しつつ国立高等専門学校の再編・整備について検討

#### ⑥高等専門学校の新展開

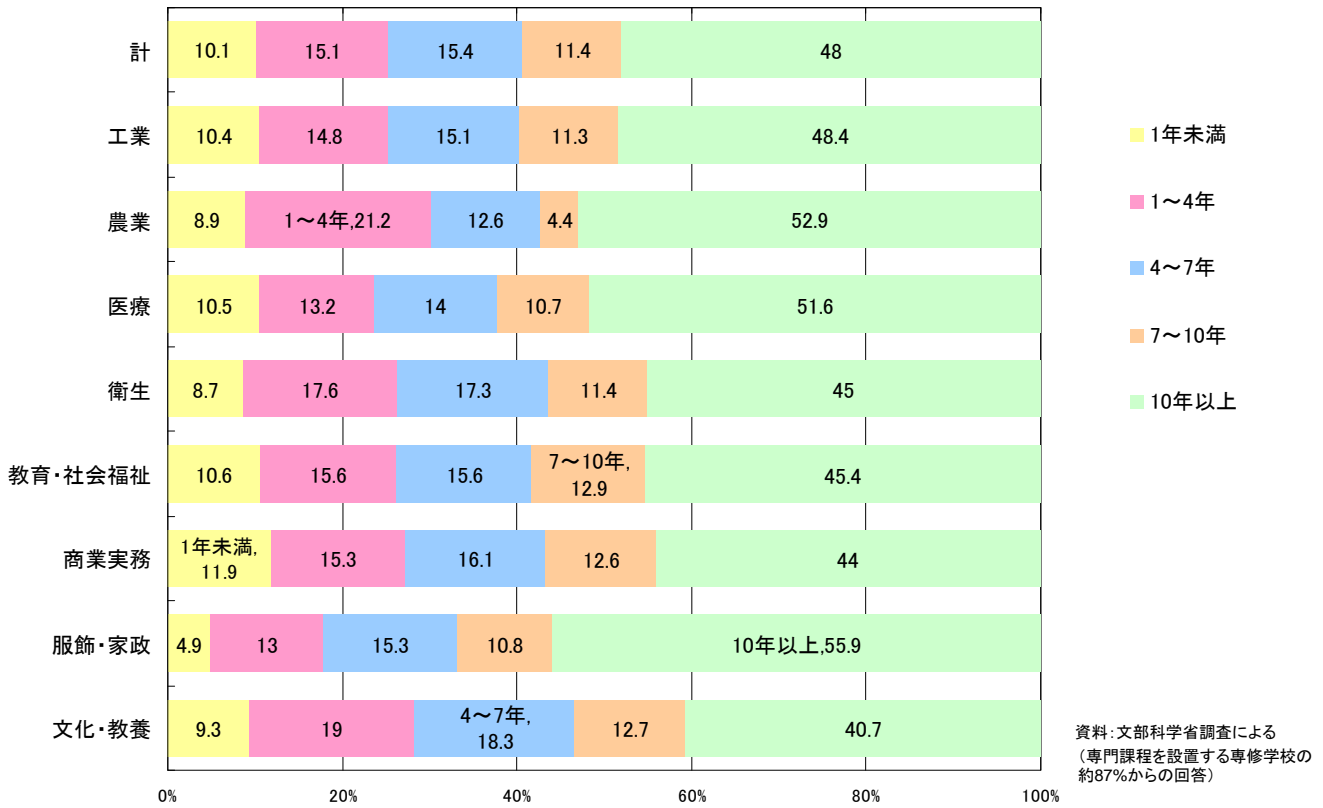
- ・公立の専門高校や大学校等を基に新たな公立高等専門学校を設置する可能性を含め、潜在的な需要を掘り出し、需要がある場合には支援方策等について検討

#### ⑦社会との関わり強化

- ・留学生受入れ、教員の海外派遣、海外技術協力など国際的な展開の推進
- ・広報活動強化による認知度向上、共同研究の推進、公開講座等の展開

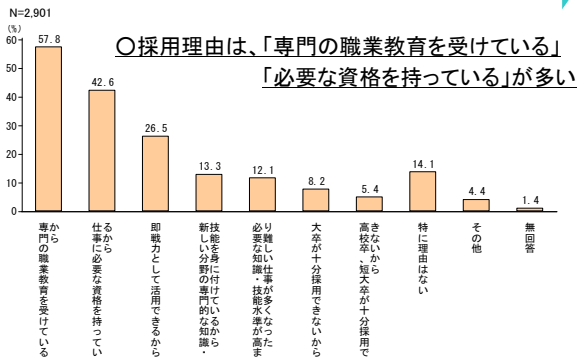
# 専門学校の専門分野別教員(本務及び兼務)実務経験年数割合

専門学校教員の約半数は、10年以上の実務経験を有するなど実務知識・経験を重視する傾向



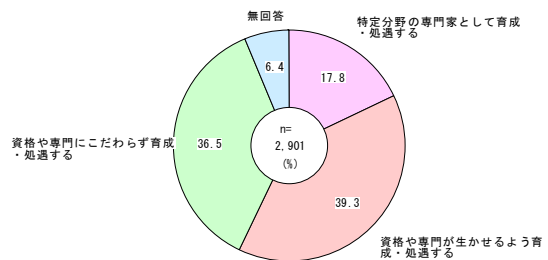
## 専門学校卒業生の採用理由と育成方針

### 採用理由(採用時)



### 育成方針(採用後)

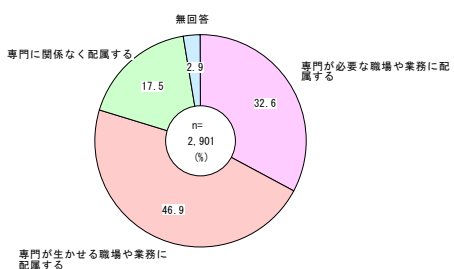
採用後10年間の育成方針としては、「資格や専門にこだわらない」も4割弱



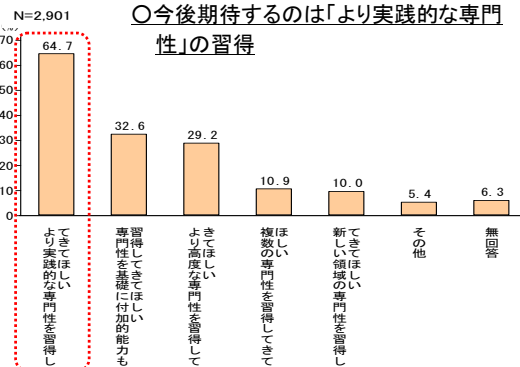
## 専門学校教育に対する期待

### 専門性への評価と期待

専門学校卒はその専門性に配慮した活用が行われている



今後期待するのは「より実践的な専門性」の習得



### 専門学校教育への要望(ヒアリングより)

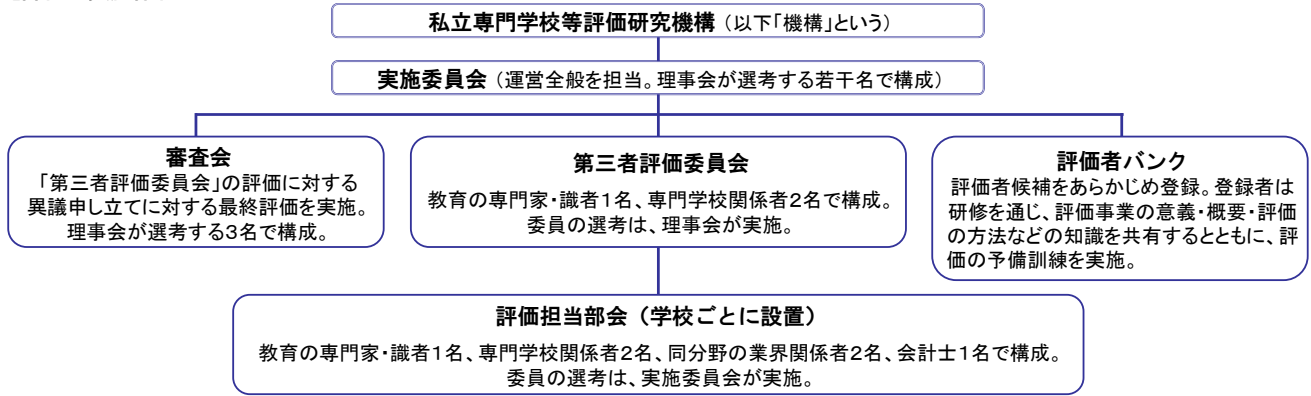
企業は専門学校卒の専門的職業能力や即戦力性、「職人気質」といったものに魅力は感じつつも、今後の専門学校教育には、より基礎力の強化を求める声が続々と寄せられている。「問題解決のような能力が採用時から身につけているといい」「基礎力をしっかりつけて応用力を発揮できるように」「より広い基礎的な教養を身につけて伸びしろを長くしてほしい」など。

資料: 文部科学省「専門学校教育の評価に関する現状調査」(平成20年3月)

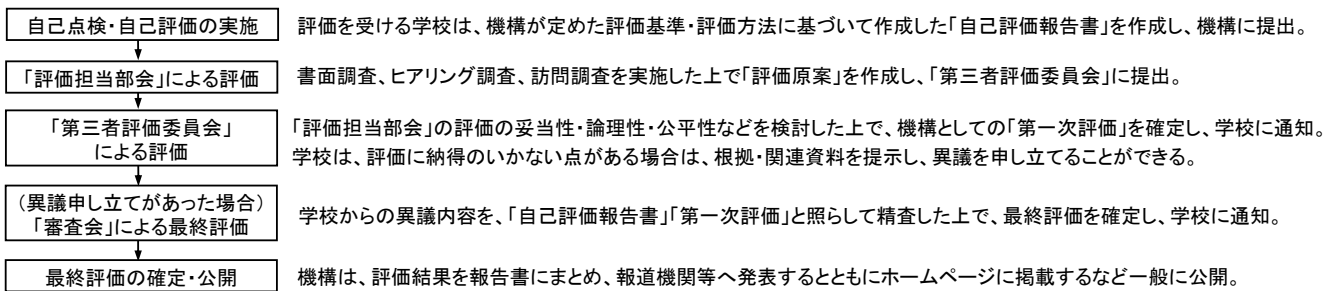
# 専修学校の第三者評価の例

NPO法人 私立専門学校等評価研究機構では、専門学校にふさわしい第三者評価の在り方を研究するとともに、第三者評価を実施している

## 【評価の実施体制】



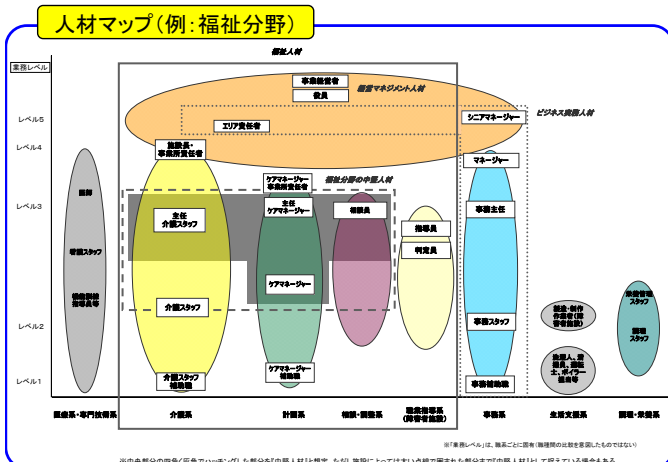
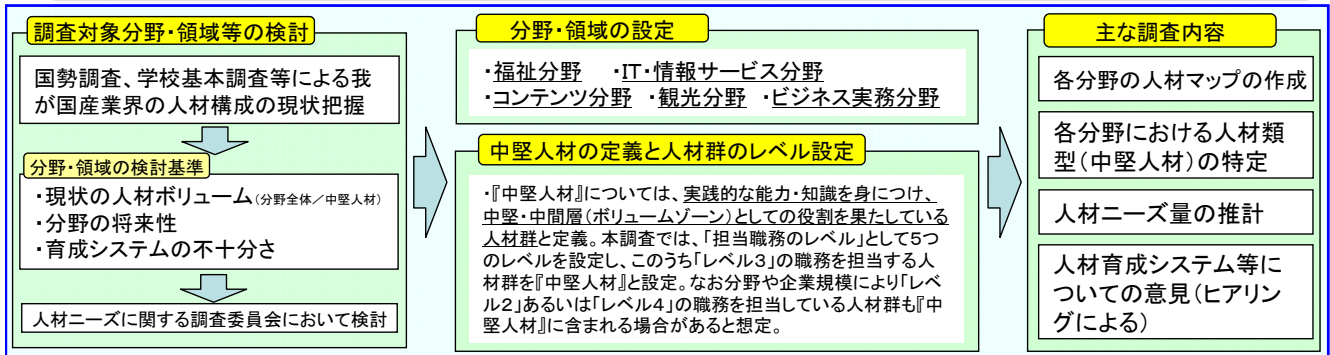
## 【評価の手順】



資料：NPO法人 私立専門学校等評価研究機構「第三者評価システムの概要 version 2.0」より作成

# 我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究

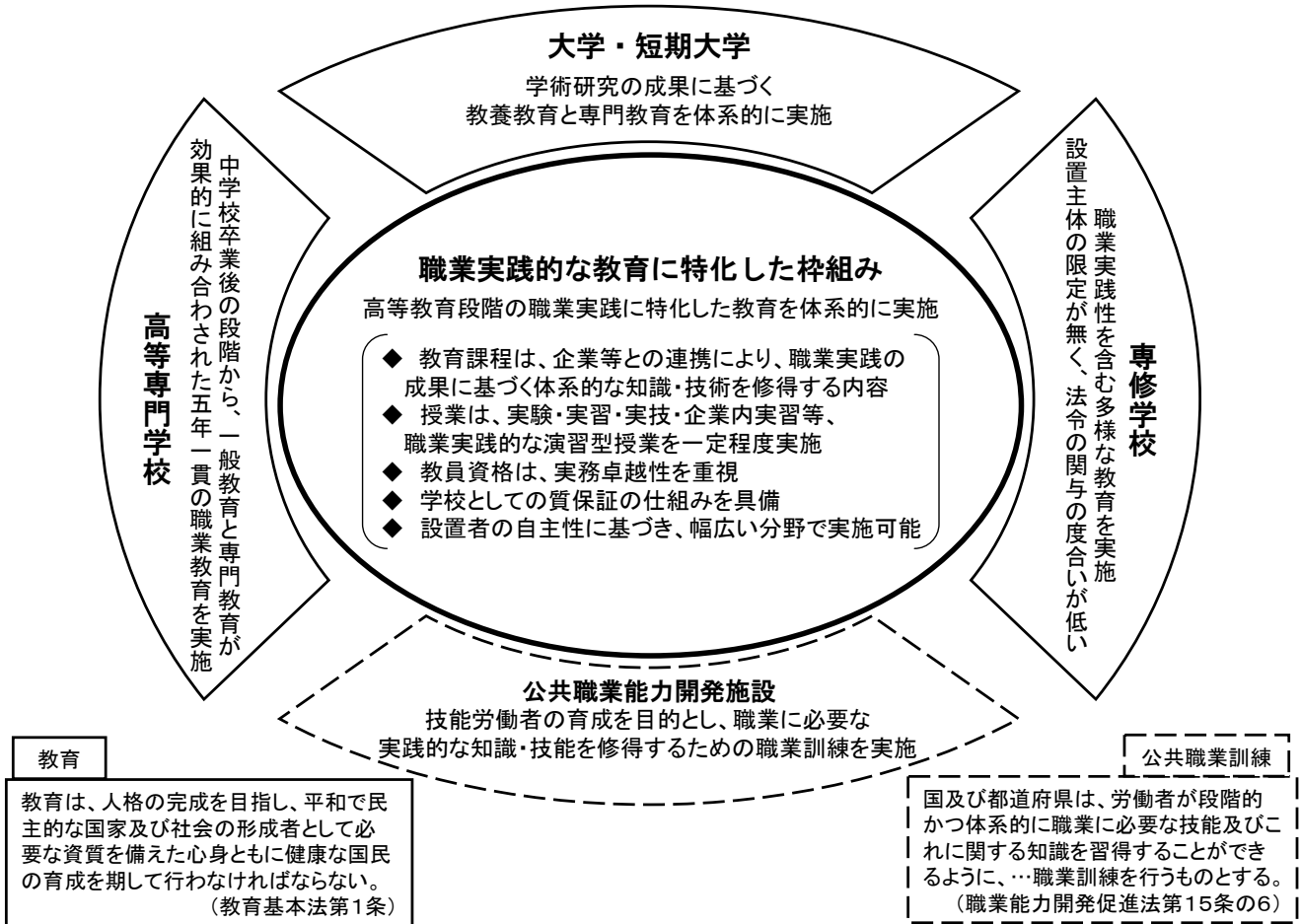
職業実践的な教育に特化した枠組みを活用して育成することが求められる、経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材について、その職業や業種、求められる分野・領域を明らかにする



分野	推計量	備考
福祉	高齢者介護分野 約31万人 (常勤換算)	広く捉えた場合は約51万人 (常勤換算)
IT・情報サービス	約37万人	
コンテンツ	Webコンテンツ制作及び アニメ制作分野 約2万人	
観光	旅行業 約6万人 宿泊業 約16万人	
ビジネス実務	販売部門 約18万人 経理部門 約14万人 人事部門 約8万人	広く捉えた場合は 販売部門 約327万人 経理部門 約23万人 人事部門 約15万人

(委託調査機関) 株式会社三菱総合研究所

# 職業実践的な教育に特化した枠組みと他の教育・職業訓練機関との特徴比較（イメージ）



## 職業能力開発促進法に定められる職業能力開発施設

### ① 職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ)

高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する施設。

専門課程の職業訓練では、高等学校卒業者等を対象に、産業界の人材ニーズへの対応を重視し、豊富な実習、演習を通じて、一連の生産活動全般に対応できる実践力習得のための訓練を実施している。

・学校数： (独)雇用・能力開発機構立 大学校10校(その他附属短期大学12校)、短期大学校1校、都道府県立 短期大学校 13校 (平成22年4月現在)

・修業年限： 専門課程2年、応用課程2年

・定員規模： (専門課程) 機構立 入学定員2,110人 入校者数2,272人、都道府県立 入学定員1,080人 入校者数1,090人 (応用課程) 機構立 入学定員760人 入校者数911人 (平成21年度暫定値)

・指導員： 専門課程の職業訓練指導員は、職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者でなければならない。

(※下線部分注)

● 博士若しくは修士の学位を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

● 十年以上(長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの 等 (※職業能力開発促進法施行規則第四十八条の二より)

### ② 職業能力開発総合大学校

産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズの変化に対応した職業訓練指導員の養成と再訓練を行う施設。高等学校卒業者等を対象に、職業訓練指導員の養成を目的とした訓練を実施している(学位取得可能)。

### ③ 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)

ものづくり分野を中心に、失業者の早期再就職を図るための離職者訓練と、中小企業の労働者等に技能と知識を習得させるための在職者訓練を実施する施設。

### ④ 障害者職業能力開発校

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受講することが困難な重度障害者等を対象とした職業訓練を実施する施設。

# 高等学校卒業者等を対象とする職業能力開発大学校・短期大学校

高等学校卒業者等を対象として、高度職業訓練を行う2年制の専門課程(2800時間)を置く公共職業能力開発施設は、①職業能力開発大学校(10校)と②職業能力開発短期大学校等(26校)の2種類。制度上、29の専攻科が存在し、現在、20専攻科が訓練生を受入れている。

学年定員数 (公共職業開発)	訓練系	専攻科	訓練期間 (年)	訓練時間 (時間)(A)	割合(%)				
					必修科目 時間(合計)(B)	(B)/(A)	実技時間 (合計)(C)	(C)/(B)	(C)/(A)
664	機械システム系	生産技術科	2	2,800	1,525	54%	825	54%	29%
462	機械システム系	制御技術科	2	2,800	1,490	53%	825	55%	29%
0	機械システム系	精密電子機械科	2	2,800	1,545	55%	845	55%	30%
0	機械システム系	産業機械科	2	2,800	1,485	53%	785	53%	28%
55	機械システム系	メカトロニクス技術科	2	2,800	1,525	54%	825	54%	29%
55	電気・電子システム系	電気技術科	2	2,800	1,550	55%	780	50%	28%
134	電気・電子システム系	電子技術科	2	2,800	1,550	55%	780	50%	28%
692	電子情報制御システム系	電子情報技術科	2	2,800	1,455	52%	780	54%	28%
215	居住システム系	住居環境科	2	2,800	1,485	53%	750	51%	27%
130	居住システム系	建築科	2	2,800	1,415	51%	680	48%	24%
0	居住システム系	建築物仕上科	2	2,800	1,450	52%	750	52%	27%
20	居住システム系	建築設備科	2	2,800	1,450	52%	750	52%	27%
20	居住システム系	インテリア科	2	2,800	1,450	52%	715	49%	26%
130	情報システム系	情報技術科	2	2,800	1,425	51%	715	50%	26%
30	情報処理科	情報処理科	2	2,800	1,535	55%	790	51%	28%
0	エネルギー技術系	原子力科	2	2,800	1,600	57%	750	47%	27%
40	物流システム系	港湾流通科	2	2,800	1,670	60%	895	54%	32%
40	物流システム系	物流情報科	2	2,800	1,700	61%	895	53%	32%
30	輸送機械整備技術系	航空機整備科	2	2,800	2,095	75%	1,350	64%	48%
20	化学システム系	環境化学科	2	2,800	1,535	55%	750	49%	27%
20	化学システム系	産業化学科	2	2,800	1,535	55%	750	49%	27%
80	デザインシステム系	産業デザイン科	2	2,800	1,600	57%	900	56%	32%
40	接客サービス技術系	ホテルビジネス科	2	2,800	1,715	61%	980	57%	35%
0	服飾技術系	アパレル技術科	2	2,800	1,490	53%	790	53%	28%
0	服飾技術系	和裁技術科	2	2,800	1,520	54%	820	54%	29%
20	テキスタイル技術系	染織技術科	2	2,800	1,685	60%	860	51%	31%
0	食品製造技術系	製パン・製菓技術科	2	2,800	1,615	58%	875	54%	31%
0	調理系技術系	調理技術科	2	2,800	1,625	58%	630	39%	23%
0	ビジネス技術系	ビジネスマネジメント科	2	2,800	1,635	58%	640	39%	23%

※ 全国職業能力開発施設ガイドブックー全国公共職業能力開発施設及び認定職業能力開発施設ガイドーを基に文部科学省作成

## 職業能力開発大学校・短期大学校の学科・実技の割合

職業能力開発大学校・短期大学校の専門課程の職業訓練(高等学校卒業者等を対象、訓練期間2年、総訓練時間2800時間以上)は、29の専攻科について教科、訓練時間等の基準が定められており、必修部分について、実技の割合は、平均して5割を超えている。

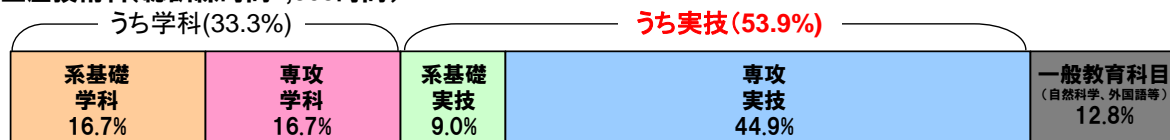
また、実技、実習には、生産現場で実際に使われている実機が用いられている。

(例:普通旋盤8台(2.5人に1台)、汎用フライス盤7台(2.9人に1台))

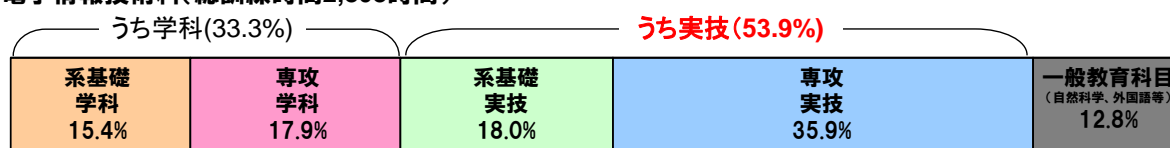
### 専門課程

例:秋田職業能力開発短期大学校

#### 生産技術科(総訓練時間2,808時間)



#### 電子情報技術科(総訓練時間2,808時間)



### 応用課程

例:東北職業能力開発大学校

#### 生産機械システム技術科(総訓練時間2,808時間)

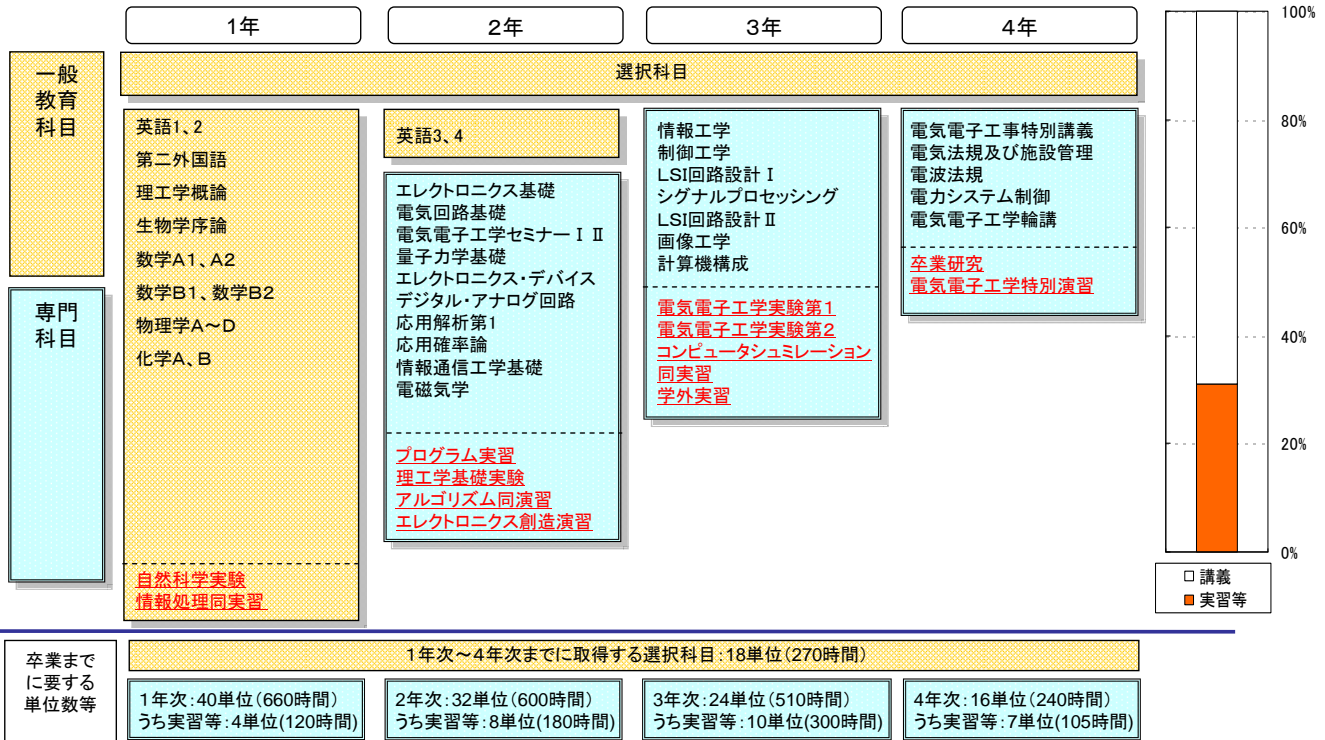


# 大学(理工学部電子工学科)のカリキュラム例

当該大学において、卒業に要する単位数分のカリキュラムのうち、演習、実験、実習等の占める割合は、単位数換算で最大約22%、時間数に換算すると最大約31%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 130単位以上(2,385時間以上)  
 上記のうち、実習等の単位(授業時間) : 29単位(870時間)

※講義及び演習については、1単位=15時間として換算  
 ※実験、実習及び実技については、1単位=30時間として換算  
 ※卒業に要する単位数以上の履修、自主学習に費やす時間等を除く場合の推計値

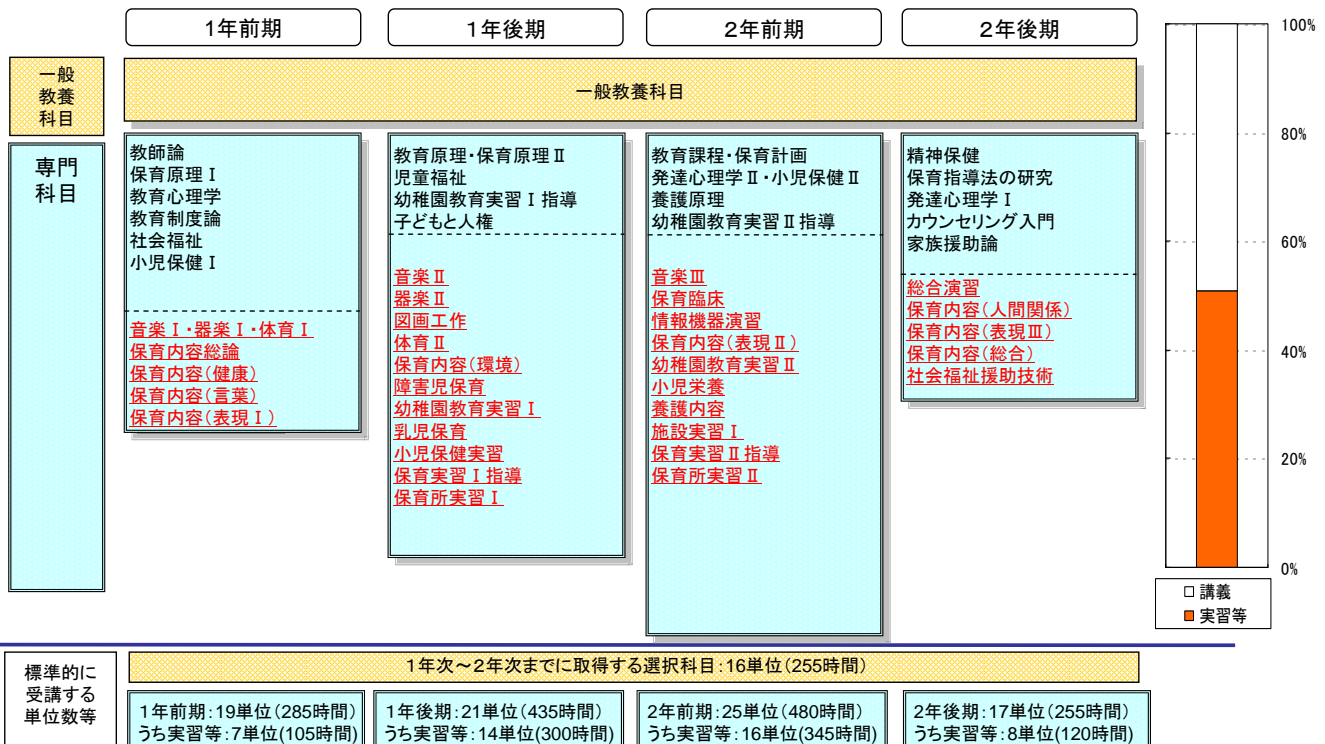


# 短期大学(児童教育学科)のカリキュラム例

当該短期大学において、保育士資格取得を目指す学生が受講する標準的なカリキュラムのうち、全体に占める演習、実験、実習等の割合は、単位数換算で約45%、時間数に換算すると約51%である。

保育士資格取得に要する単位数(授業時間) : 88単位以上(1,500時間以上)  
 上記のうち、実習等の単位(授業時間) : 43単位(885時間)

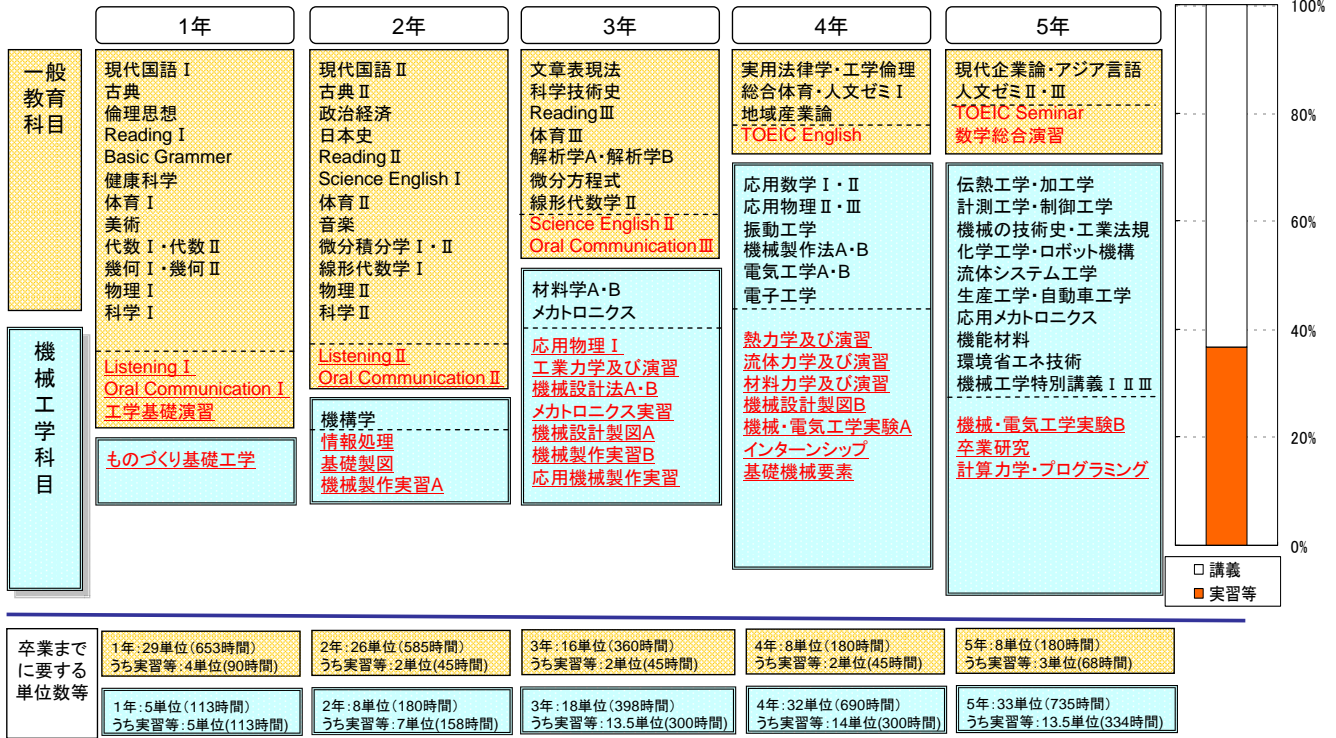
※講義及び演習については、1単位=15時間として換算  
 ※実験、実習及び実技については、1単位=30時間として換算



# 高等専門学校(機械工学科)のカリキュラム例

当該高等専門学校において、学生が受講する標準的なカリキュラムのうち、全体に占める演習、実験・実習等の割合は、単位数換算で約36%、時間数に換算すると約37%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 183単位以上(約4,072時間以上)  
 上記のうち、実習等の単位(授業時間) : 68単位(1,496時間)

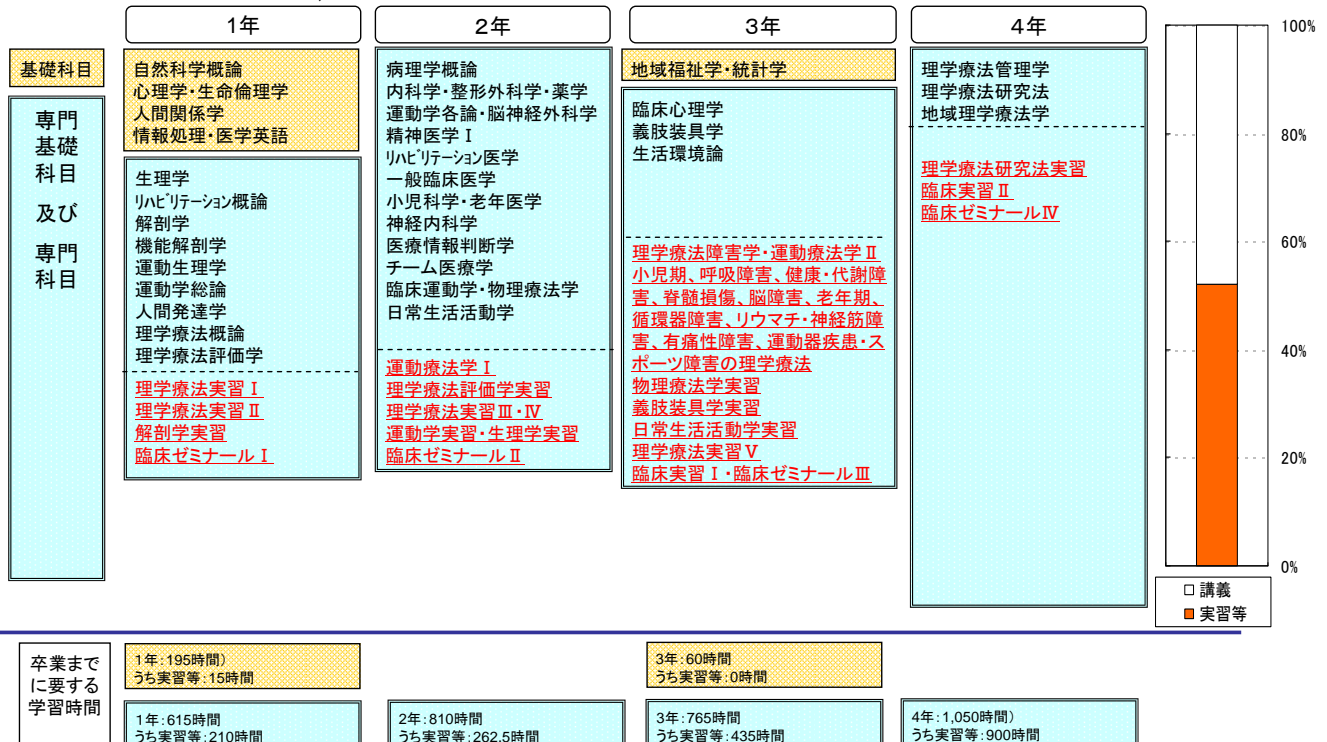


# 専門学校(理学療法学科)のカリキュラム例

当該専門学校において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実験・実習等の割合は、時間数に換算して約52%である。

※演習科目については、講義:実習の比率を1:1として換算

卒業に要する授業時間 : 3,495時間  
 上記のうち、実習等の時間 : 1,823時間



# 専門学校(情報システム科)のカリキュラム例

当該専門学校において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実習等の割合は、時間数に換算して約42%である。

卒業に要する授業時間 : 4,364時間  
上記のうち、実習等の時間 : 1,844時間

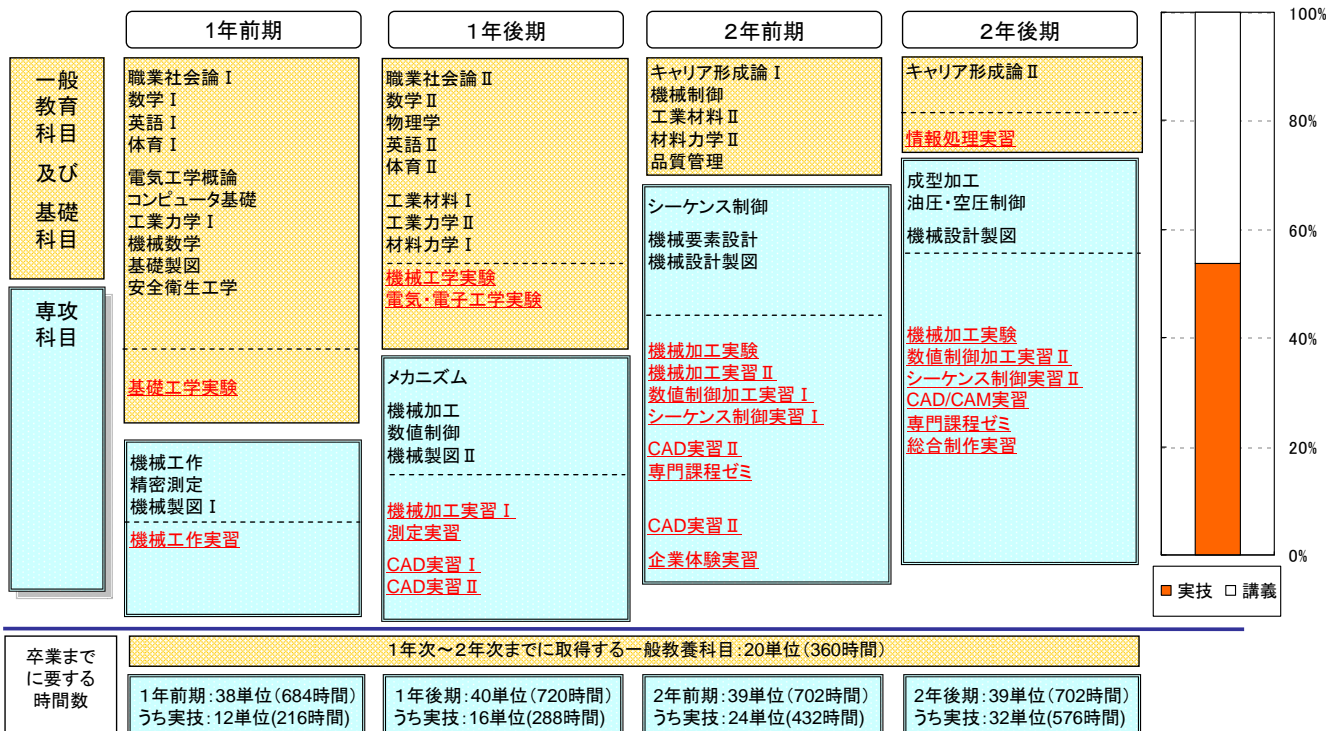


# 職業能力開発短期大学校(生産技術科)のカリキュラム例

当該短期大学校(専門課程)において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約54%、時間数に換算すると約54%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)  
上記のうち、実技の単位(授業時間) : 84単位(1,512時間)

※1単位=18時間として換算





# 職業能力開発大学校(生産機械システム技術科)のカリキュラム例

当該大学校(応用課程)において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約77%、時間数に換算すると約77%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)  
上記のうち、実技の単位(授業時間): 120単位(2,160時間)

※1単位=18時間として換算

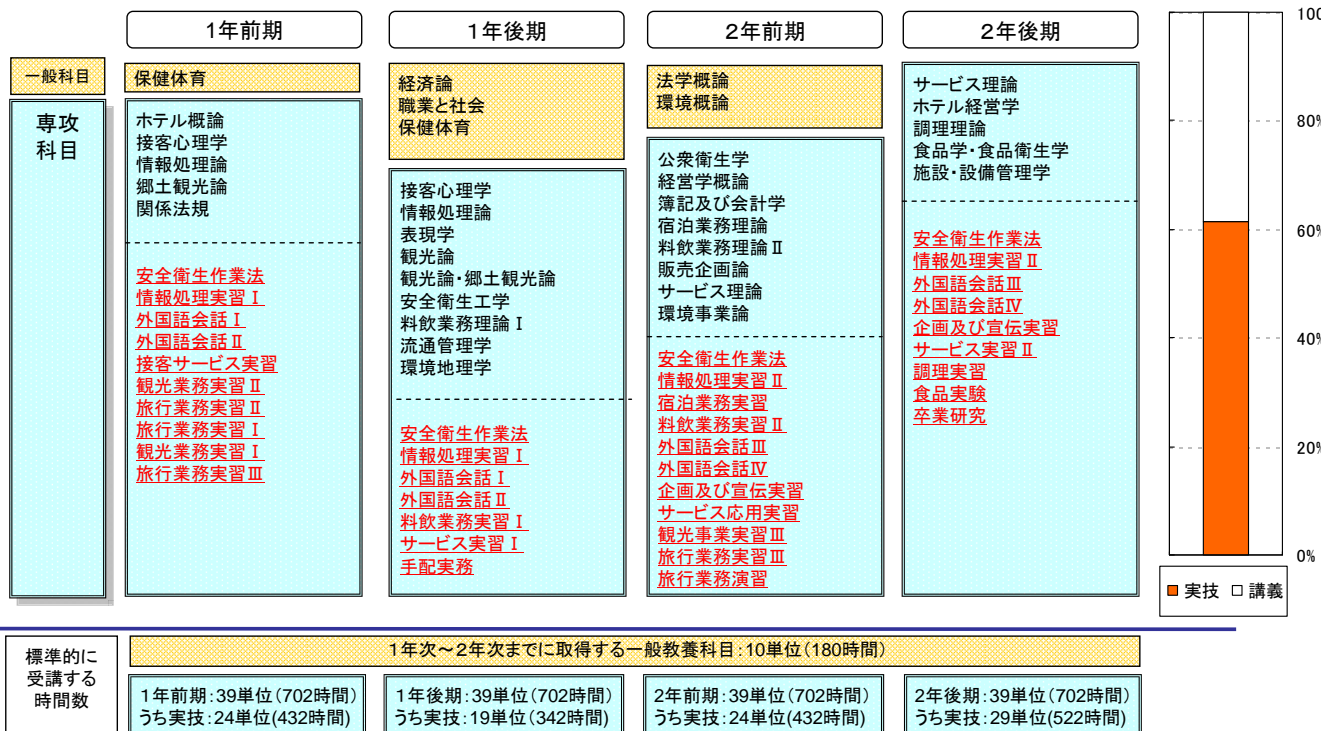


# 職業能力開発短期大学校(観光ビジネス科)のカリキュラム例

当該短期大学校(専門課程)において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約62%、時間数に換算すると約62%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)  
上記のうち、実技の単位(授業時間): 96単位(1,728時間)

※1単位=18時間として換算

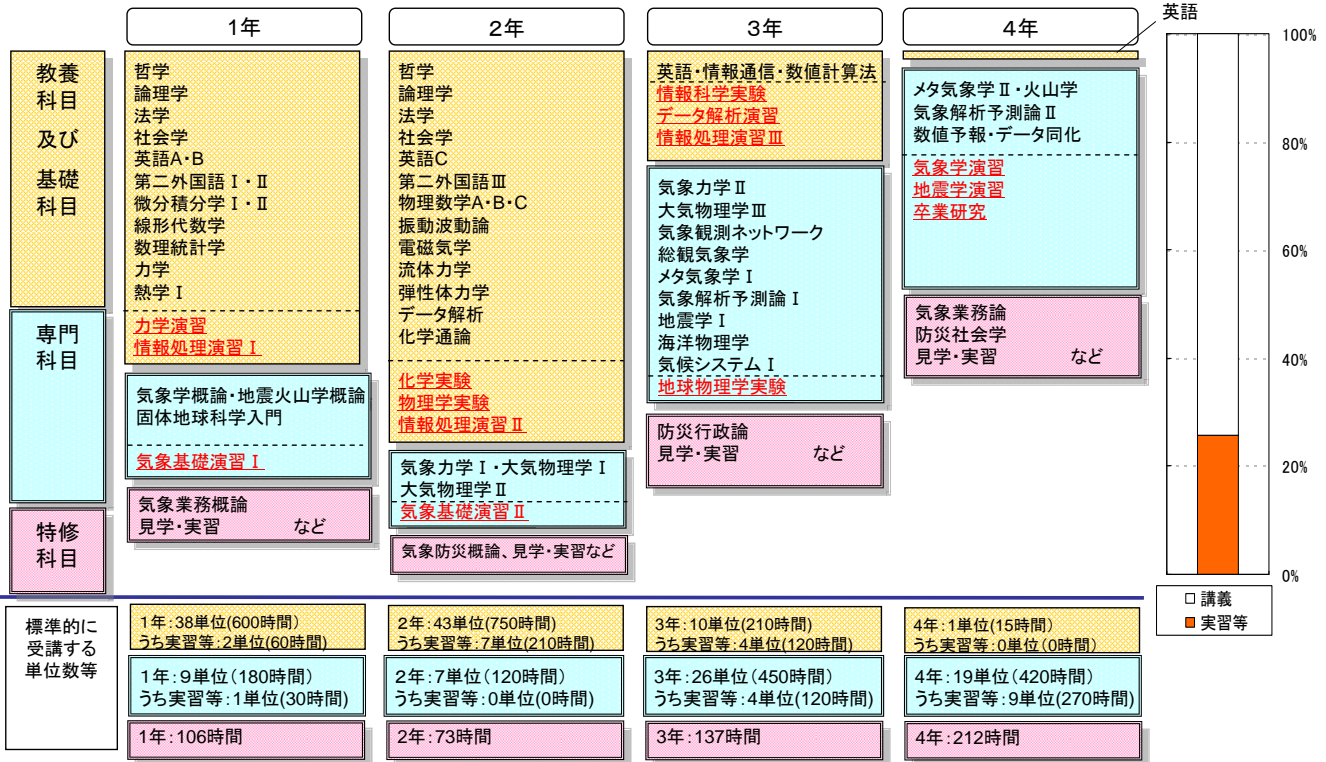


# 気象大学校のカリキュラム例

当該大学校において、学生が標準的に受講するカリキュラムのうち、全体に占める演習、実験の割合は、単位数換算で約18%、時間数に換算すると約26%である。

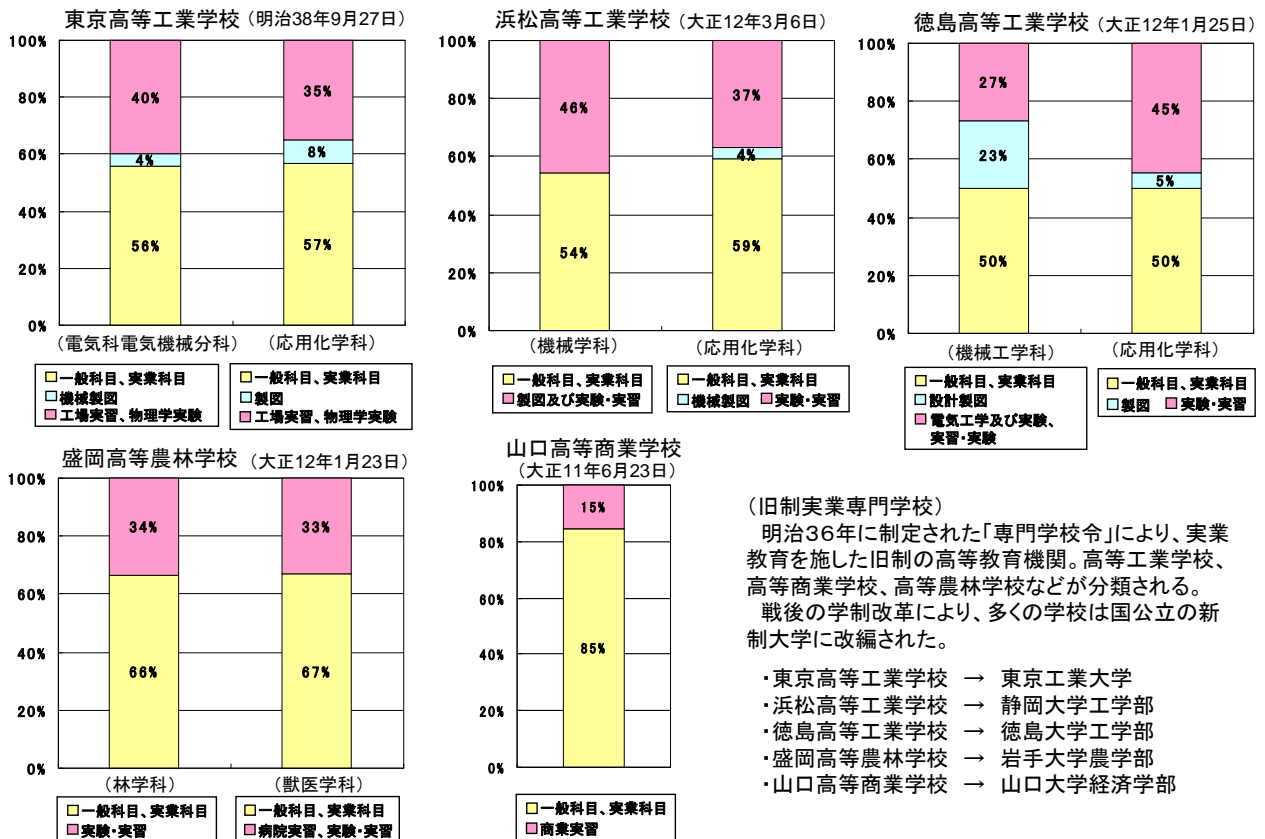
卒業に要する単位(授業時間) : 153単位以上(3,273時間以上)  
 上記のうち、実習等の単位(授業時間): 28単位(840時間)

※講義については、1単位=15時間として換算  
 ※演習及び実験については、1単位=30時間として換算



# 旧制実業専門学校におけるカリキュラムの例

旧制実業専門学校については、カリキュラムに占める実験・実習等の割合が高い



# 専修学校における新任教員研修について

専修学校においては、関係団体（全国専修学校各種学校総連合会）が新任教員の研修に係る基準を策定し、全国的に当該基準に準拠した新任教員研修を実施している

（受講資格）専修学校設置基準に定められた教員の資格を有する者で、専修学校教員の職にある者、又はこれを志望する者（研修科目の基準）

<p>専修学校における職業教育 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専修学校は、学生生徒の職業観を形成し、業界で活躍できる（仕事ができる）人材を養成するところであることを理解する。</li> <li>●職業（現場）と関連する場面を具体的にイメージできる授業（学習指導）を学生生徒に提供し、学ぶ「意欲」「必要性」「目標」が明確になるよう計画し、実行できるようにする。（授業の計画・準備・実行・検証）</li> <li>●授業以外でも、学校が実行するすべての活動は、職業教育に役立つよう計画し、運営されるものであることを理解する。</li> <li>●教員は、学生が身近に接する社会人であることを認識し、学生の手本となるように、プロとして、組織の一員として、自己啓発に努めリーダーシップを発揮できるようにする。</li> </ul>	<p>専修学校と制度 (4時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専修学校制度の成立経緯や意義を日本の教育制度全体との関連の中で理解するとともに、現在までの発展過程、現状を理解する。特に、現状についてはデータもあわせて理解する。</li> <li>●学校教育制度を定める法律について概要を理解する。特に、専修学校設置基準を学び、専修学校の特質を理解する。</li> <li>●専修学校3課程（専門課程・高等課程・一般課程）のそれぞれの役割と状況を知り、展望する。</li> <li>●専修学校が当面する問題や、教育課題について理解する。</li> <li>●私学としての役割と学校運営の基本について学ぶ。</li> </ul>
<p>専修学校教育のあり方と授業実践 (16時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育環境の変化など教育の現状と問題点を認識し、学生への対応でどのようなことに配慮すべきかを理解する。</li> <li>●「教育とは、人間として生まれ、人間として成長し、人間となるために、心身両面に意図的にまた計画的に働きかけをする人間形成のための営みである。」という教育の基本精神を認識する。</li> <li>●授業は、教育理念を達成する大事な手段であり、計画をしっかり立て、基本的な教え方を身につけて実践できるようにする。</li> <li>●教育メソッドの種類や特徴、活用の仕方、留意点等を体験として理解し、授業へ適切に導入できるようにする。</li> <li>●レクシンプランの作成、実習（見学）を通して一連の要点を学び、日頃の自身の授業を振り返り、授業に活かす。</li> </ul>	<p>学生・教員のための実践心理 (12時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青年期の意味と特質及びその問題点について理解し、指導的人間関係の構築や学級運営に活かせるようにする。</li> <li>●教員として具体的なスタディスキルを理解し、学生をどう引きつけていくか、授業の心理的方法・展開を学ぶ。</li> <li>●学習者の心理的特性を理解し、授業展開に活かせるようにする。</li> <li>●カウンセリングの基礎を学び、専門職としてのカウンセラーではなく、教員としての学生との関わり方を理解し、学生をサポートできるようにする。</li> </ul>
		<p>総合自由科目 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新任教員研修のレベルに相当する講演を、開催地の実情にあわせて行う。</li> </ul>

\*1履修時間は45分。できるだけグループワークなどを取り入れ、講義のみにならないよう留意。総合自由科目は他教科へ振り替え可。

(出典)全国専修学校各種学校総連合会 新任教員研修実施要項

## イギリスの大学教員の教育能力証明を取得する課程について ～PGCHE(Postgraduate Certificate in Higher Education)～

イギリスでは、大学教員の教育能力証明を取得するための課程（60単位）が整備されている。前半30単位取得を正規採用の条件とする大学が多い。各教育プログラムは、全国的な基準枠組みに基づき、各大学が作成。

### PGCHEの基本構造(1)

- 大学により、タイトル、資格取り扱い、モジュールの単位や構成など、設計は多様。
- 修士レベルのパートタイム制(受講者の予定に柔軟に対応可能)。
- 主として学内の新任、仮採用者対象。学内者は無料。
- 主な課程モデル:1モジュール10から20単位を、全体として4モジュール程度積み上げて取得する。
- 前半30単位(概ね2モジュール)、後半30単位合計60単位を2、3年程度で修了。
- 前半の30単位取得を正規採用の条件とする大学が多い。

### PGCHEの基本構造(2)

- プログラムのモデル  
モジュール1, 2:オリエンテーション、コアワークショップへの参加。  
モジュール3, 4:個人および(または)グループの授業研究プロジェクトの計画、実行。  
授業観察とそのピアレビュー実施。ポートフォリオ作成、最終評価。
- 評価は、合格または不合格で判定。
- 担当部局は、教育開発センター、SDセンター、教育専攻コース。

### PGCHEプログラムの設計において指標とされる「教授及び学習支援のための国家専門性基準枠組み」の内容 (The UK professional standards framework for teaching and supporting learning in HE)

#### (1)6つの活動領域

- ①学習活動の設計と計画および研究プログラムの設計・計画
- ②教授および(もしくは)学生の学習支援
- ③成績評価、学習者へのフィードバック
- ④効果的な学習環境、学生支援、ガイダンスの開発
- ⑤学問、調査研究、専門的活動と教育・学習支援の統合
- ⑥実践評価、継続的な専門職業開発

#### (2)6つのコア知識および理解

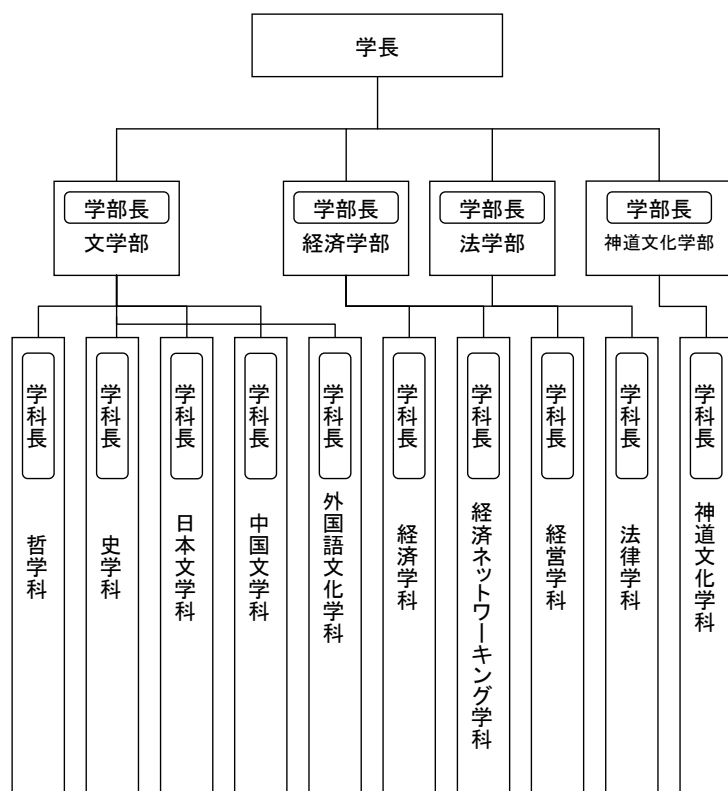
- ①専門科目内容の知識理解
- ②科目領域や学問レベルでの適切な教授学習方法
- ③学生がいかに学ぶか(一般論と専門領域で)
- ④適切な学習テクノロジーの利用
- ⑤教育効果の評価方法
- ⑥質保証と専門家としての実践力向上の意味

#### (3)5つの価値観

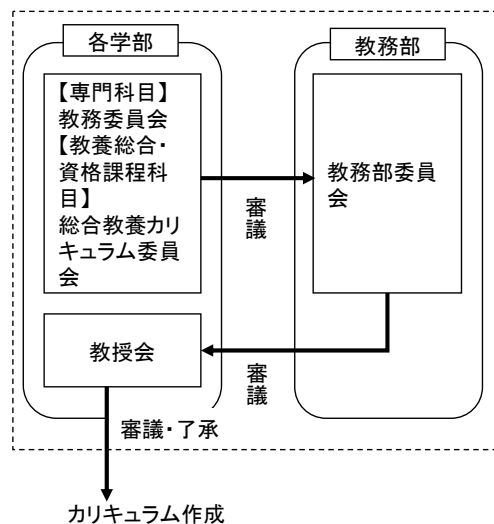
- ①個々の学習者を尊重する
- ②研究、学問、および専門的実践すべてのプロセスとアウトカムズを取り入れることに意欲を持つ
- ③学習コミュニティ開発へ参加する
- ④高等教育への参加を奨励し、多様性を認め、機会平等を促進することに意欲を持つ
- ⑤継続的な専門職業開発と実践評価に参加する

# 大学(学部)の組織・運営体制 (例1)

## 教育研究上の基本組織



## 教育課程の編成体制

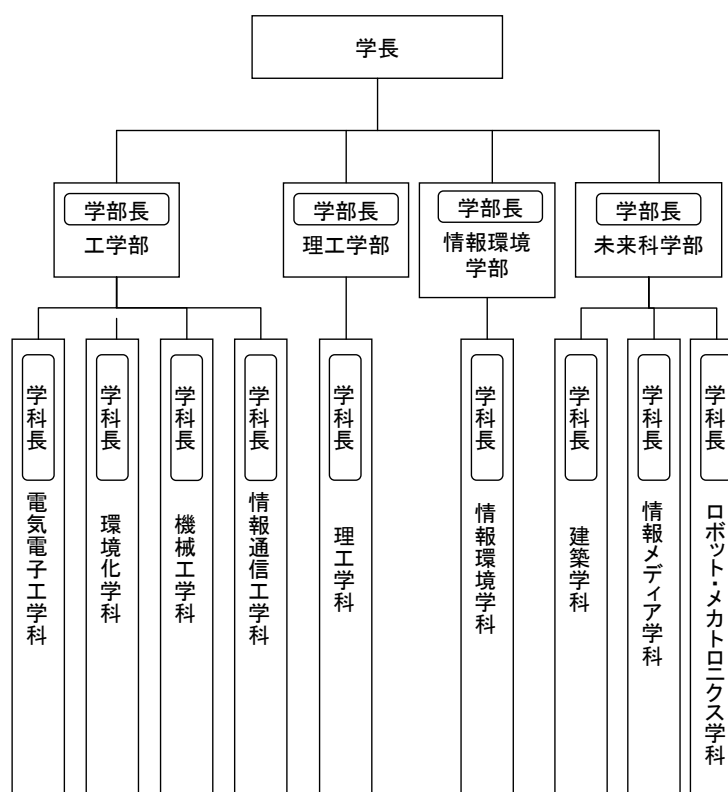


**【カリキュラム作成方法】**  
 ・専門教育科目は各学部の教務委員会、  
 教養総合・資格課程科目は総合教養カリ  
 キュラム委員会の審議後、それぞれ教務  
 部委員会で審議し、教授会で審議・了承  
 されている。

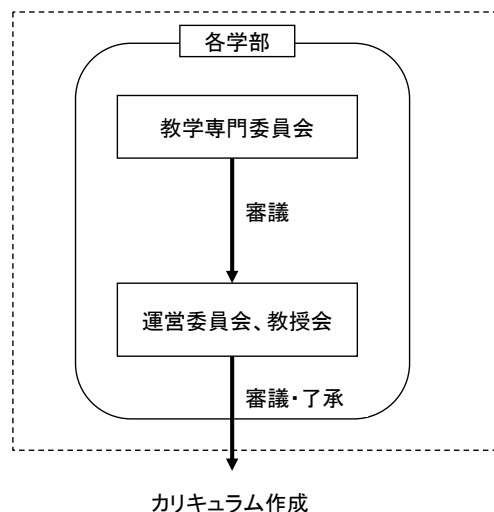
※各大学の自己点検・評価書を基に、文部科学省作成

# 大学(学部)の組織・運営体制 (例2)

## 教育研究上の基本組織



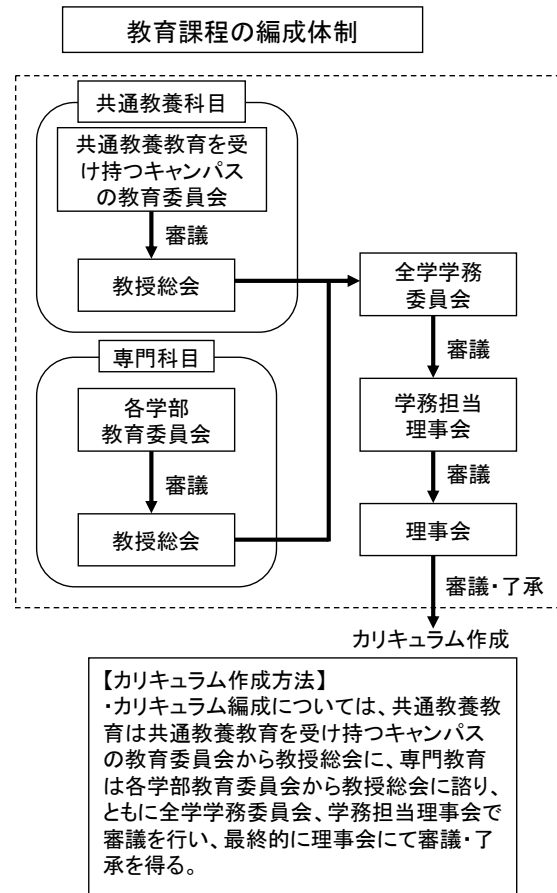
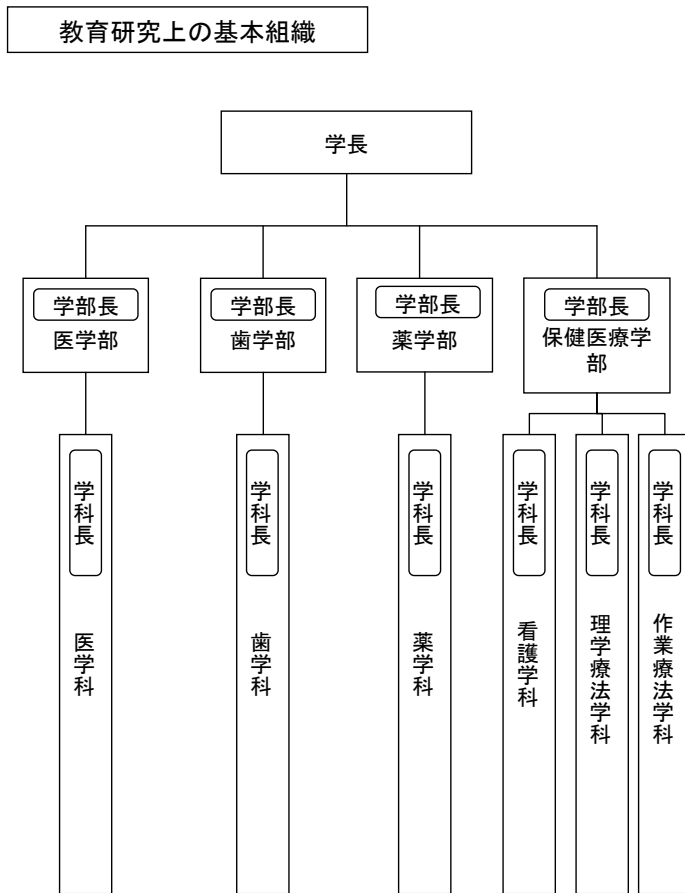
## 教育課程の編成体制



**【カリキュラム作成方法】**  
 ・カリキュラム編成については、各学科・系  
 列から選出の委員で組織する教学専門委  
 員会での議論を踏まえて、学部運営委員  
 会及び学部教授会で決定される。

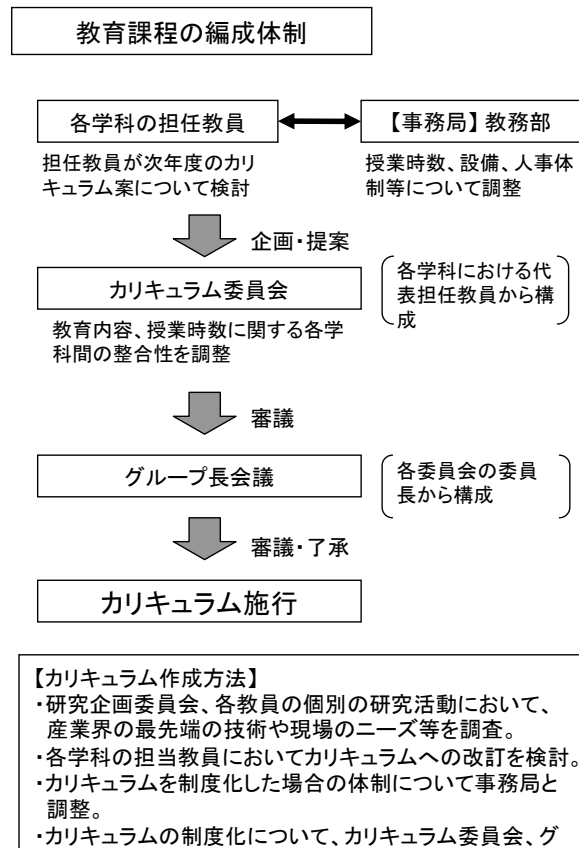
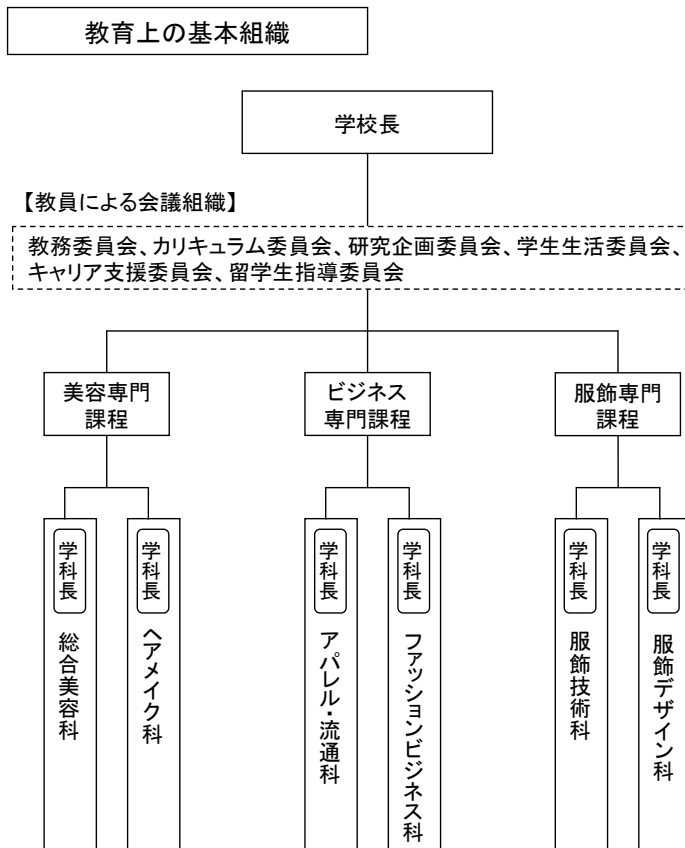
※各大学の自己点検・評価書を基に、文部科学省作成

# 大学(学部)の組織・運営体制 (例3)



※各大学の自己点検・評価書を基に、文部科学省作成

# 専門学校(例)の組織・運営体制(例)



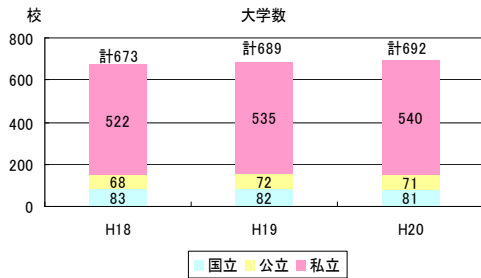
※各専門学校からの情報提供を基に文部科学省作成

# 科目等履修制度の概要

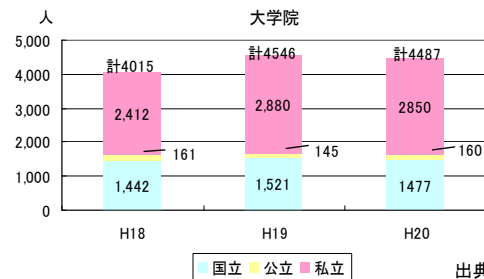
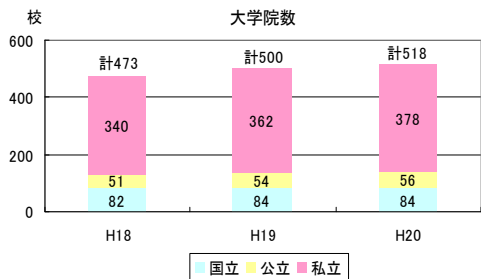
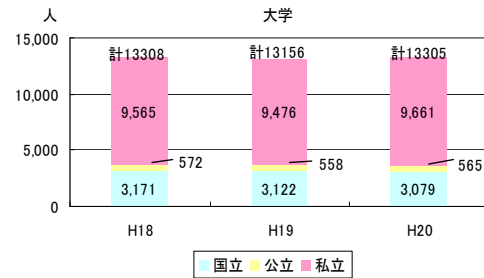
社会人等に対し学修機会を提供しその学修の成果に適切な評価を与えるため、大学が自らの定めるところにより、当該学生以外の者で授業科目を履修する者（「科目等履修生」）に対して単位を与える制度。（大学学部・短期大学：平成3年～、修士課程・博士課程：平成5年～）

- ・ 科目等履修生制度等により当該又は他の大学等で修得した単位については、大学学部については卒業の要件として習得すべき124単位のうち60単位（短期大学：同62単位のうち30単位（2年制）、同93単位のうち46単位（3年制）、修士課程、博士課程：同30単位のうち10単位）を上限に、当該大学等に入学後の履修により修得したものとみなすことができる。
- ・ 実施大学・大学院数や、大学・大学院における科目等履修生数は微増している。

【科目等履修生制度実施大学・大学院数】



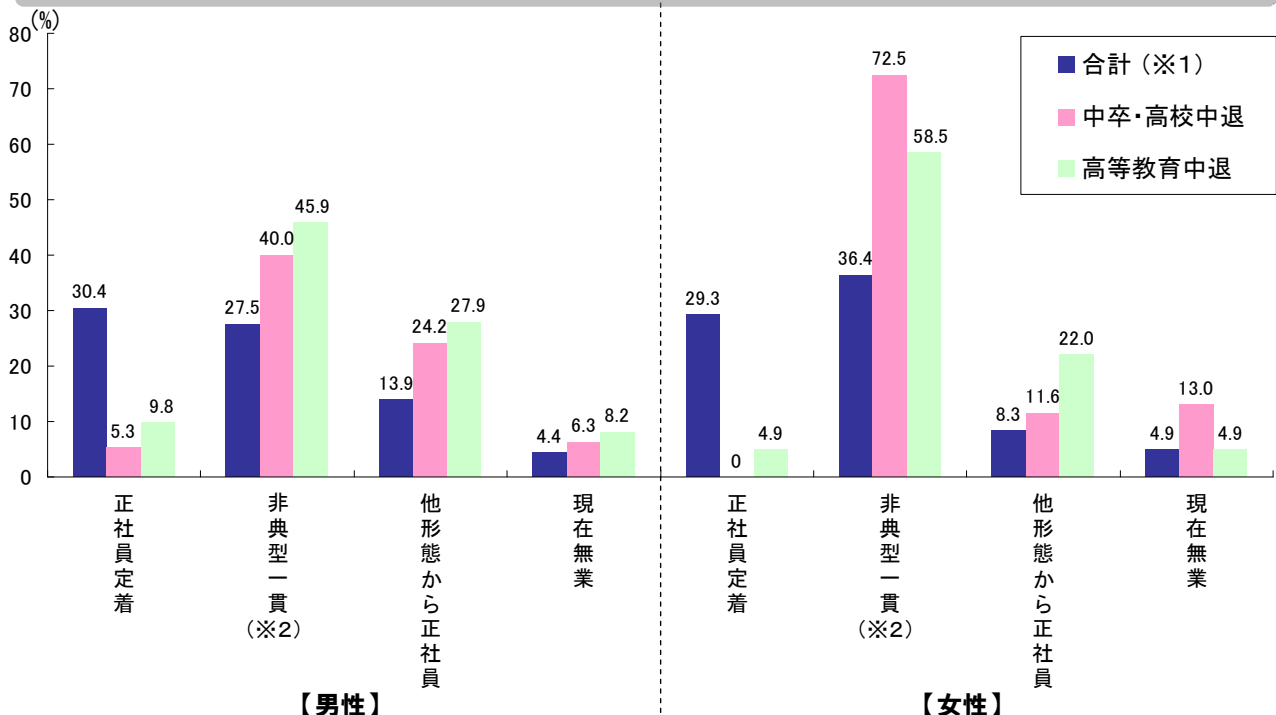
【科目等履修生数(大学・大学院)】



出典：文部科学省調べ

# 中途退学後の就業状態の類型

中途退学者は、その後、継続的に非正規雇用としてのキャリアを歩む割合が男女ともに高くなっている



※1 合計とは、「中卒・高校中退」「高等教育中退」のほか、「高卒」「専門卒」「短大・高専卒」「大学・大学院卒」の計

※2 「非典型一貫」…離学直後が非典型雇用や失業・無業、あるいは自営・家業従事であり、かつ、調査時点現在も非典型雇用である者

(資料)労働政策研究報告書 大都市の若者の就業行動と移行過程-包括的な移行支援に向けて-図表1-23から作成  
項目は離学時点から調査時点(2006年2月)までの就業経験により分類。

調査対象：東京都の18-29歳の若者計2000人(正規課程の学生、専業主婦を除く)

# 諸外国における職業教育及び資格枠組みの動向

表：欧州資格枠組み（European Qualification Framework）の8水準

水準	知識	技能	能力
水	EQFと関連して、理論的知識及び/又は事実的知識としての知識が記述される。	EQFと関連して、(論理的、直感的、創造的な思考を用いながら) 認知的な技能としての技能が記述される。	EQFと関連して、責任感と自律という意味で能力が記述される。
1	基礎的な一般知識を持つ	簡単な課題を遂行するのに必要となる基礎的な技能を持つ	体系的な教育において直接的な指導を受けながら仕事又は学習できる
2	仕事又は学習の分野における基礎的な事実的知識を持つ	課題を遂行し、かつ問題解決のために必要となる基礎的な認知的技能及び実践的スキルを持つ	監督を受けながらある程度の責任を持って仕事又は学習できる
3	仕事又は学習の分野における事実、原則、方法、一般的概念に関する知識を持つ	基礎的な方法、道具、材料、情報を適切に用いる場合に、課題を遂行し、かつ問題を解決するための認知的技能及び実践的スキルを一貫して持つ	仕事上の課題又は学習上の課題を責任を持って片付けることができる
4	仕事又は学習の分野における認知的知識や実践的知識を幅広く多様化している	仕事又は学習の分野における認知的技能及び実践的スキルを一貫して持つ	通常は予測可能な変化に対する可能性のある、仕事又は学習を遂行する行動要因の中で、自主的に行動管理をすることが出来る
5	仕事又は学習の分野における包括的で特殊な理論的知識及び事実的知識、並びにこれらの知識の境界に対する意識を持つ	抽象的な問題を創造的に解決する上で必要となる、包括的な認知的技能及び実践的スキルを持つ	予測できない変化が起こるような仕事又は学習背景の中で、指導し監督することが出来る自ら成果を達成する責任を負うことが出来る
6	理論や原則に対する批判的な理解を持つ。仕事又は学習の分野における進歩的な知識を持つ	専門的技術や技術革新的能力を自在に思いよせることと必要となる知識を持つ。かつ特殊な仕事又は学習の分野における複雑で予測不可能な問題を解決するために必要となる進歩的な技能を持つ	複雑な専門的あるいは職業的な活動又はプロジェクトを監督し、予測可能な仕事又は学習背景において決定責任を引き受けることができる。個人及び他国の職業上の発展に対する責任を引き受けることができる
7	部分的には仕事又は学習の分野における最先端の知識と結び付き、かつ技術革新的な思考的試み及び/又は研究の基盤となる、極めて特殊化された知識を持つ	新たな知識を獲得し、新たな方法を発見し、様々な分野の知識を統合する上で、研究及び/又は技術革新の分野における特殊化された問題解決技能を持つ	新たな戦略的アプローチを必要とする複雑で予測可能な仕事又は学習背景を監督し、形成することができる。専門的知識及び職業実践への寄与及び/又はチームの戦略的パフォーマンスの向上の責任を引き受けることができる
8	ある仕事又は学習の分野における、また様々な分野に共通する先進的知識を持つ	総合や評価を含め、研究及び/又は技術革新の分野における中心的な知識と結び付き、また最先端の知識と結び付き、また最先端の知識を拡大又は再定義するための最も高度で特殊化された知識及び方法を身に付けている	仕事を含め、指導的な仕事又は学習背景における新たなアイデアや手法を提唱するにあたり、相当の権威、技術革新能力、自律性、学術と職業の不可侵性、継続的な参加が認められる

[出典：欧州委員会「The European Qualifications Framework」(http://ec.europa.eu/education/policies/euqef/index\_de.html)  
 QAA「The framework for higher education qualifications in England, Wales and Northern Ireland」(http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/FHEQ/EWN08/FHEQ08.pdf)  
 注：イングランドの高等教育資格のうち、学位相当教育サーティフィケート、学位相当教育サーティフィケート、大学院サーティフィケート、大学院ディプロマ、修士相当教育サーティフィケート、大学院サーティフィケートは、欧州資格枠組みの水準とは対応しているが、欧州高等教育圏のための資格枠組みの各段階のサイクルには含まれない。

## 職業教育分野における欧州間協力

### 1 コペンハーゲン・プロセスの背景

- 2002年11月に、コペンハーゲンで、欧州31か国の職業教育(VET)担当大臣と欧州委員会とで、職業教育における「コペンハーゲン宣言」を採択。
- これを皮切りにスタートした「コペンハーゲン・プロセス」は、高等教育分野において欧州間の共通枠組みを構築しようとする「ボローニャ・プロセス」と同様の取組を、職業教育分野においても2010年までに実現させようとするもので、職業教育における「能力及び資格の認証」や「質保証の促進」などの政策を推進している。
- コペンハーゲン・プロセスに基づく計画の達成状況については、2年ごとに欧州職業教育担当大臣と欧州委員会によりフォローアップ会合が行われ、以下のとおり共同宣言が採択されている。
  - ・2004年12月 マーストリヒト・コミュニケーション
  - ・2006年12月 ヘルシンキ・コミュニケーション
  - ・2008年11月 ボルドー・コミュニケーション
 (次回は2010年にブルージュ(ベルギー)で開催予定)

### 2 コペンハーゲン・プロセスの成果

- コペンハーゲン・プロセスにおいては、知識、技能及び能力の透明化と認証のための、以下のような枠組みが開発されている。
  - (1) ユーロパス(2005年～)
 

個人の資格や能力が、欧州各国において明確にしかも簡単に理解されるようにするためのもので、以下の5種類の書類から構成される。

    - ・ユーロパス履歴書(Europass curriculum vitae)
    - ・ユーロパス語学能力パスポート(Europass Language Passport)
    - ・ユーロパス職業教育資格添付書類(Europass Certificate Supplement)
    - ・ユーロパス学位添付書類(Europass Diploma Supplement)
    - ・ユーロパス・モビリティ(Europass Mobility)(他のヨーロッパ各国での学習・訓練歴を証明するもの)

- (2) 欧州資格枠組み(European Qualifications Framework : EQF)(2008年～)
 

欧州各国の各資格がどのレベルにあり、当該資格保有者がどのような知識等を有しているか比較可能とするための枠組み。次の表のとおり、資格取得に必要とされる学習成果を知識、技能、能力の3つに類別し、それぞれを達成の難易度に応じて8段階に分けている。

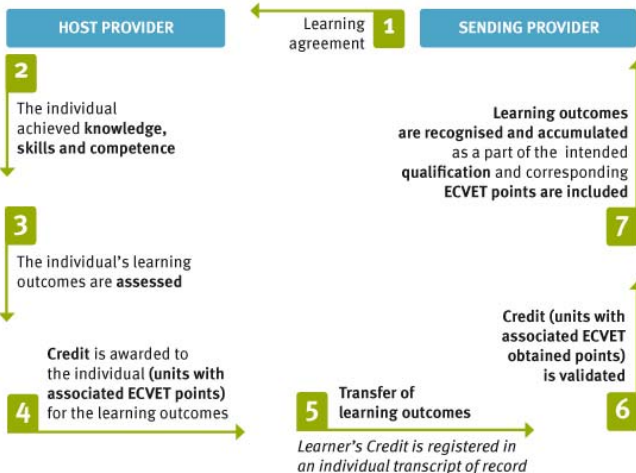
EQFへの参加は任意だが、2010年までに欧州各国の資格制度をEQFに連結させ、2012年までに各国の資格証明書に適切なEQFレベルの証明が示されるようにすることが目標とされている。

- (3) 欧州職業教育単位制度(European Credit system for VET : ECVET)
 

欧州間で、職業教育において修得した学習成果の単位互換を可能にするための制度。欧州委員会(EUの行政執行機関)により2008年4月に最終案がまとめられ、欧州議会に提案された。

高等教育分野における単位互換制度であるECTSをモデルとしており、1年間のフルタイムの職業教育での学習成果を60 ECVET単位とし、協定関係のある機関の間で資格取得に必要な単位の互換を可能とするものである。

## ECVETのアプリケーション



## 諸外国における職業資格と学位等の資格枠組み

### 1 イギリス(イングランド)

- イギリスにおいては、職業資格として、1986年にNVQ(全国職業資格)、1992年にGNVQ(一般全国職業資格)が創設され、これらの職業資格と普通教育資格が統合された資格枠組みが整備されてきた。
- 2004年から、これらの資格を入門レベル、レベル1～8までの9段階に分類した全国資格枠組み(National Qualifications Framework : NQF)の導入が進められており、これは欧州資格枠組み(EQF)に対応した制度となっている。また、NQFは高等教育資格枠組み(FHEQ)及び欧州高等教育圏のための資格枠組みとも対応している(下表参照)。

英国資格	全国資格枠組み(NQF)	高等教育資格枠組み(FHEQ)	欧州高等教育圏のための資格枠組み
レベル5	特定領域の第一人者、トップの実務家 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Fellowship)	D/8	博士
レベル7	上級専門家、上級管理者 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Membership / NVQ)	M/7	修士
レベル4	知的専門職、専門管理者 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Graduateship)	H/6	第1学位
レベル5	高等技術者、高等管理者 (BTEC Professional Diploma, Certificate, Award / NVQ)	I/5	ディプロマ (Foundation degrees)
レベル4	技術・専門職、従業員管理・指導 (BTEC Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guilds Licentiate / NVQ / Key Skills)	C/4	サーティフィケート (HNC)
レベル3	後期中等教育段階(GCE・Aレベル/NVQ/BTEC Diploma/Key Skills)		ディプロマ
レベル2	義務教育修了段階(GCSE(A*~C評価)/NVQ/Key Skills)		中級
レベル1	GCSE(D~G評価)/NVQ/Key Skills		基礎
入門レベル	Entry Level Certificate(1~3段階)		

- 2007年3月、イギリス政府は新たな職業資格として、「ディプロマ(Diploma)」を導入することを決定し、2008年に①情報、②健康・福祉、③エンジニアリング、④建築・環境、⑤芸術・メディアの5種類が導入された。ディプロマは、主に14～19歳を対象に、全国資格枠組(NQF)のレベル1～3に対応した新しい応用系中等教育資格であり、最高のレベル3は、GCE・Aレベル3科目程度で後期中等教育修了程度に相当する。ディプロマは、現行の職業資格であるNVQやGCSE応用科目に取って代わることが期待されている。

## 2 ドイツ

- ドイツには、伝統的に、デュアルシステムによって取得できる職業資格（2008年現在で約340職種）のほか、すでに一定の職に就いている者がキャリアアップを目的とする継続教育を経て取得する、マイスターやテクニシャンなどの上級の職業資格がある。
- 普通教育にかかる資格としては、各学校種の修了資格（そのうちハウプトシューレ修了資格は職業教育訓練を受けるための最低要件）や高等教育への入学要件となるアビトゥーパなどが、また高等教育にかかる資格/学位としては、ディプロムやマグイスター（標準学修期間4.5年）などの伝統的な学位があるほか、欧州に共通の高等教育圏を構築しようとする動きを受け、1998年以降、欧州に共通する学士・修士の学位の授与が認められている。
- 欧州に共通の高等教育圏を構築しようとする動き、いわゆるボローニャ・プロセスを受け、2005年4月、連邦及び州政府はドイツの高等教育制度を欧州高等教育枠組みに対応させるため、「第1段階：学士水準」「第2段階：修士水準」「第3段階：博士水準」の3段階から成るドイツ高等教育枠組みを策定した。
- 2006年10月、連邦教育研究省と州政府は、2008年4月に欧州資格枠組み（EQF）が発効したことを受け、生涯学習のためのドイツ資格枠組み（Deutscher Qualifikationsrahmen: DQR）を共同開発していくことで合意し、2009年2月、専門的な能力（知識、技能）や個人的な能力（社会性、自己の力量）を8水準で分類したドイツ資格枠組みの草案を提示した。
- ドイツ資格枠組みには、普通教育、高等教育、職業教育において取得される資格/学位のほか、インフォーマルな学習成果も含め、あらゆる資格が分類されることとなっている。
- ドイツ資格枠組みを欧州資格枠組みに連結させる作業については、2010年までに行われることとなっている。

## 3 イギリス（スコットランド）

- スコットランドにおいては、1999年に単位と資格の枠組みが成立し、職業資格、高等教育段階の資格、義務教育後の教育資格及び高校の学修レベル等が統合されている（下表参照）。

スコットランド資格当局（SQA）の資格			高等教育段階の資格	スコットランド職業資格（SVQ）
12			博士	
11			修士 大衆ディプロマ 大衆サーティフィケート	SVQ 第5レベル
10			優等学位 学卒ディプロマ	
9		高度専門職アワード (Professional development awards)	普通学位 学卒サーティフィケート	SVQ 第4レベル
8		高等国家ディプロマ (HND)	高等教育ディプロマ	
7	上級高卒レベル	高等国家サーティフィケート (HNC)	高等教育サーティフィケート	SVQ 第3レベル
6	高卒レベル (Higher)			
5	中間レベル2 / 優等標準級			SVQ 第2レベル
4	中間レベル1 / 一般標準級	国家サーティフィケート	国家中級アワード (National Progression Awards)	SVQ 第1レベル
3	上級レベルアクセス3 / 基礎標準級			
2	上級レベルアクセス2			
1	上級レベルアクセス1			

出典：Scottish Credit and Qualifications Framework(<http://www.scof.org.uk/>)

## 4 オーストラリア

- オーストラリアにおいては、1995年にオーストラリア資格枠組み（AQF: Australian Qualifications Framework）が導入され、2000年から全面的に実施されている。AQFは、中等教育・高等教育セクターにおける資格と職業教育・訓練セクターにおける資格が統合された資格枠組みとなっている（下表参照）。

### AQF Qualification by Sector of Accreditation

Schools Sector Accreditation	Vocational Education and Training Sector Accreditation	Higher Education Sector Accreditation
Senior Secondary Certificate of Education		Doctoral Degree
		Masters Degree
	Vocational Graduate Diploma	Graduate Diploma
	Vocational Graduate Certificate	Graduate Certificate
	Advanced Diploma	Bachelor Degree
	Diploma	Associate Degree, Advanced Diploma
	Certificate IV	
	Certificate III	
	Certificate II	
	Certificate I	

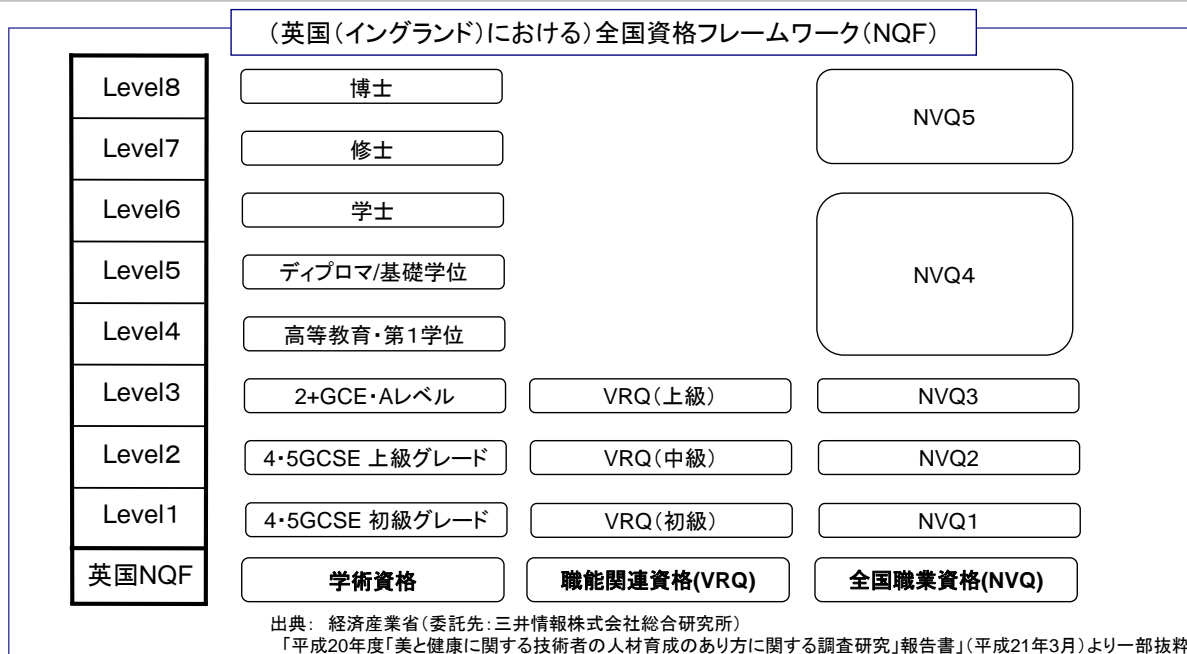
出典：Australian Qualifications Framework (<http://www.aqf.edu.au/aqfqual.htm>)



# イギリス(イングランド)における職業資格と学位等の資格枠組み(2002.9~)

学術資格と職業資格の峻別が、社会的に負の結果をもたらしているという報告書※1が1997年に出され、これに応じて政府は新しい資格フレームワークの整備を進めてきた。イングランドでは1997年にQCAが設立され、「全国資格フレームワーク(National Qualifications Framework:NQF)」を整備した。(「イギリスにおける地域人材の育成と認証システム」 小山善彦(2004)より一部抜粋)

※1 Report of the National Committee of Inquiry into Higher Education, July 1997(Dearing Report)



用語注:

GCSE:General Certificate of Secondary Education(中等学校修了一般資格:16歳に受験するのが一般的)

GCE:General Certificate of Education(大学入学資格:18歳に受験するのが一般的)

NQF:National Qualifications Framework NVQ:National Vocational Qualifications QCA:Qualifications and Curriculum Authority

VRQ:Vocation-Related Qualifications。もしくは、GNVQ:General National Vocational Qualification(一般全国職業資格)とも呼ばれる。

## イギリス(イングランド)における新しい資格枠組み(QCF)について

全国資格フレームワーク(NQF)及び全国職業資格(NVQ)は、2008年からの「資格単位枠組み(QCF)」の本格実施に向けた移行作業が行われている。QCFの導入により、学習者にとっては、学習方法等に関する選択の幅が広がり、それぞれのベースで、様々な媒体から、それぞれに合致した方法により資格を得ることが可能となる事が期待されている。(2010年には主要職業資格について移行する予定。)

Qualifications and Credit Framework(QCF)の特徴

- すべての資格は「レベル(難しさ)」と「学習量(単位数)」によって定められている(表1)。
- すべての資格は、「ユニット」で構成されている(表2)。また、すべてのユニットは、必要な単位数を定めている。
- すべての資格は、単位数に応じて、3種類のタイプに分類されている。(表3)。

表1. Qualifications and Credit Framework(QCF)の構成

レベル	Award(1-12)	Certificate(13-36)	Diploma(37以上)
8			
7			
6			
5			
4			
3			
2			
1			
基礎			

学習量(単位数)

表3. 資格タイプの3分類

※1単位あたりの学習量は10時間

資格タイプ	単位数	資格の特色と用途
Award	1-12	最小サイズの資格で、通常は1つのユニットだけで構成される。初めて資格を取得する人や、職業分野への入門者に適したタイプ。あるいは、職業訓練において、1つのユニットだけの内容を学習させたい場合などに適している。
Certificate	13-36	中サイズの資格で、3ユニット程度で構成される。職場の仕事でコアとなる複数テーマについて学習するのに最適サイズの資格。
Diploma	37以上	もっとも大きなサイズの資格で、通常は必須ユニットと選択ユニットで構成される。キャリアで必要となる多様なテーマについて総合的に学ぶのに適した資格。

表2. ユニットに表示されるべき内容

表示項目	内容
タイトル	ユニットの内容を正確に示す記述
レベル	ユニットによって達成される学習アウトカムのレベルの設定。QCF共通基準(9レベル)を参考に決定。なお、このレベルはユニットに所属するもので、資格全体のレベルとは関係がない。
単位数	ユニット履修者に与えられる単位数。1単位は10時間の学習時間が基準。
学習アウトカム	学習者が習得すべき知識、理解度、能力(できること)の記述。
評価基準	学習アウトカムを達成していることを証明するために、学習者が満たすべき標準の設定。ただし、具体的なアセスメントの方法やツールについての記述は含めない。

(例)

- 3単位のユニットであれば、平均30時間の学習を必要とするユニットである、ということを示している。
- レベル5の資格が10ユニットを持ち、その単位数の合計が32単位であれば、学習者はレベル5の「Certificate」という称号を平均320時間の学習によって得ることになる。

出典: 小山善彦 「イギリスの資格履修制度-資格を通しての公共人材育成-」(2009)より抜粋

# Qualifications and Credit Framework(QCF)の資格例について

職能資格の開発および授与に責任をもつのは、Awarding Body(以下、「授与団体(AB)」とする。)であり、現場での資格教育や研修を担当するのは、「センター」あるいは「プロバイダー」と総称される団体である。

資格とユニットの関係を見るために、ある授与団体(Chartered Management Institute)が開発した資格について以下に例示する(表4・表5)。

表4. CMI資格「Level 7 Strategic Management and Leadership」のユニット構成と単位数

ユニットタイトル	単位数
グループA:	
戦略的マネージャーとしての自己成長	6
戦略的なパフォーマンス・マネージメント	7
資金的なマネージメント	7
戦略的な情報マネージメント	9
戦略的マネージメントの実践	10
組織としての進路	9
グループB:	
資金計画	6
戦略的なマーケティング	6
戦略的なプロジェクト・マネージメント	6
組織改革	7
戦略的なプランニング	9
人事計画	8
戦略的リーダーとなるために	7
戦略的リーダーシップの実践	7

表5. 「Level 7 Strategic Management and Leadership」を構成する1つの必須ユニットの学習アウトカムと評価基準

ユニットタイトル	Personal development as a strategic manager (戦略的マネージャーとしての自己成長)
ユニット目的	戦略的レベルにおいて効果的な運営を行うために、マネージャーとして身に付けるべきリーダーシップ技術の習得
レベル	7
単位数	6
学習アウトカム	評価基準
1 戦略的な目的(ambitions)を達成するために必要な自己のスキルを明確にできる	1.1 組織としての戦略的な進路を分析できる 1.2 組織としての戦略的目的を達成するために、リーダーとして身に付けるべき戦略的スキルが判断できる 1.3 戦略的目的を達成するために、既存の技術、必要とされる技術、そして将来の技術の関係を評価できる
2 戦略的目的の達成に貢献できるように、リーダーとしての自己の成長を管理(manage)できる	2.1 リーダーシップ能力養成のための機会についての分析ができる 2.2 リーダーシップ能力養成のための個人的開発プランを作成できる 2.3 この開発プランを実践に移すためのプロセスを立案できる
3 リーダーシップ能力開発プランの効果性を評価できる	3.1 開発プランの目的に照らし、どのようなアウトカム(成果)が得られたかの評価ができる 3.2 このアウトカムが、組織としての戦略的目標にどのようなインパクトを与えたかの評価ができる 3.3 リーダーシップ能力開発プランのレビューおよび更新ができる
4 質を重視する組織文化を醸成するために、健康的で安全な組織環境を促進できる	4.1 組織および個人としての健康・安全面での責任体制が、組織にどのようなインパクトを与えているかの評価ができる 4.2 組織としての質文化が、組織としての戦略的目標の達成にどのように影響を与えているかの予測ができる

出典: 小山善彦「イギリスの資格履修制度-資格を通しての公共人材育成-」(2009)より抜粋

## 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～

(平成22年6月18日閣議決定)【日本版NVQ関連部分 抜粋】

### 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(6) 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～

(成長力を支える「トランポリン型社会」の構築)

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備(求職者支援制度の創設等)や雇用保険制度の機能強化に取り組む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版NVQ(National Vocational Qualification)」へと発展させていく。

※NVQは、英国で20年以上前から導入されている国民共通の職業能力評価制度。訓練や仕事の実績を客観的に評価し、再就職やキャリアアップにつなげる役割を果たしている。

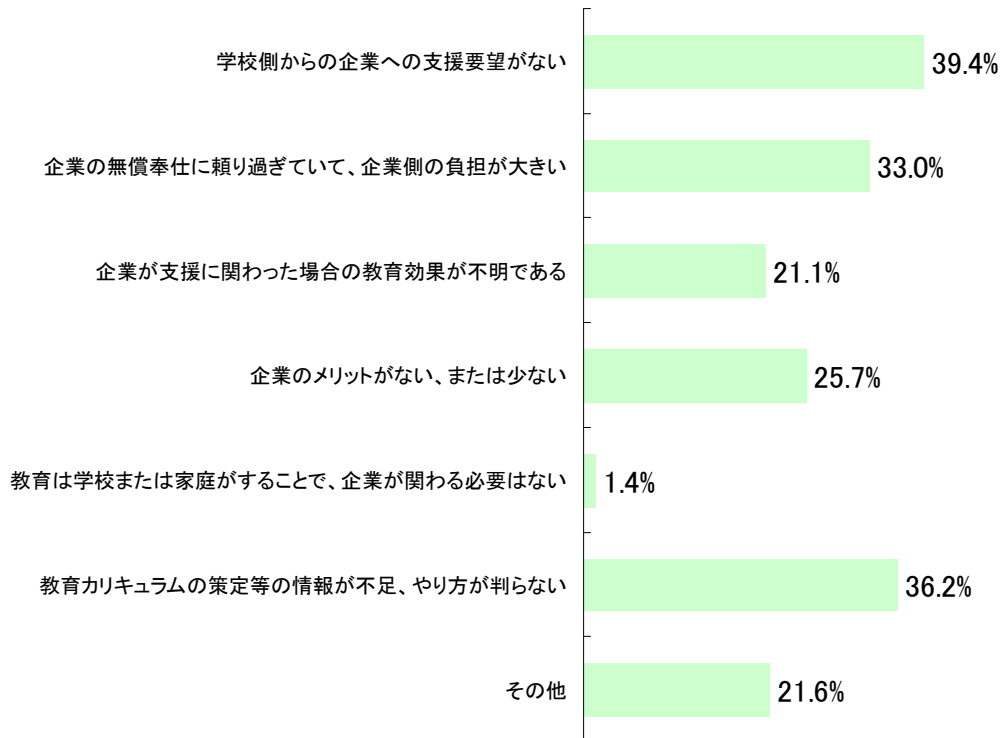
### 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

#### 19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、英国の職業能力評価制度(NVQ: National Vocational Qualification)を参考とし、ジョブ・カード制度などの既存のツールを活用した『キャリア段位』を導入・普及する(日本版NVQの創設)。あわせて、育成プログラムでは、企業内OJTを重視するほか、若者や母子家庭の母親など、まとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積上げ方式」の活用や、実践キャリア・アップ制度と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る。

## 企業が教育支援活動を行わない理由

企業側の負担が大きいと考える企業が約33%ある一方で、学校側からの企業への支援要望がないという企業が約39%と最多



(出典) 東京商工会議所 教育問題委員会「企業による教育支援活動に関するアンケート」(平成22年)